

II 世界の貿易ルール形成の動向

1. 多国間貿易ルールの必要性と課題

(1) 多国間貿易交渉の行方

■ 2013年末の第9回WTO閣僚会議が正念場

WTOの「ドーハ開発アジェンダ」(ドーハラウンド)は、2008年の決裂以降、目立った進展のないまま停滞している。途上国の発言力が強まり、先進国を中心とした意思決定に限界が来ていることが主な理由である。2013年6月のG8サミットでは、これまで首脳宣言で最優先課題として打ち出していたドーハラウンドの妥結に先立ち、大型FTAの推進をうたうなど、先進国によるWTOからFTAへの傾斜が際立つ場面もあった。2013年9月からは、ラミー事務局長の後任としてアゼベド・ブラジルWTO大使が就任することが決定しており、途上国の支持を受けた候補がWTOのトップに立つことから、先進国主導のシステムの変容がうかがえる。ドーハラウンド膠着の要因としてはさらに、前回ウルグアイラウンドの合意内容がかなり完成度の高いものであったために、これを超える枠組みを形成することの困難さも指摘される。

ドーハラウンドは、2013年12月に開催される第9回WTO閣僚会議(以下、MC9)で満12年を迎えるが、非農産品の関税削減、農産品市場アクセス、サービス交渉といった主要項目で、近い将来妥結する可能性は低い。ドーハラウンドは、全加盟国による全交渉分野の一括受諾を原則とするが、その実現が困難であることから、一部分野での先行合意(アーリーハーベスト)や複数国間(プルリ)による合意形成で進展を図る動きが続く。

まずアーリーハーベストに関して、MC9での合意が求められているのが、貿易円滑化、農業の一部、開発の3

分野である(図表II-1)。こうした論点は交渉の早期妥結への期待が比較的大きい。逆に、ここである程度の合意が達成できなければ、ドーハラウンドは失敗に終わるとの強い懸念が広まっている。

貿易円滑化とは、貿易手続きを簡素化・迅速化することにより物流コストを低下させ、貿易の拡大を目指すものである。具体的には、輸送自由化、輸出入手数料、貿易規制や手続きの透明化などが論点となる。交渉のゴールは、GATTを具体化した貿易円滑化に関する協定を策定することである。OECDは、貿易円滑化が実現すれば、輸出入関連コストが世界全体で10%以上削減できると試算しており、合意すれば影響は大きい。現状、途上国への特別かつ異なる待遇の供与などの点で対立が残り、ドラフトには未合意箇所が500以上残っている。また農業については、現行モダリティ案のうち市場アクセス分野を除く、国内支持や輸出補助金の部分で議論を進めている。しかしここでも、途上国の提案に先進国が反発するなど、MC9までに解決すべき課題は山積している。

次に、プルリによる合意形成にも2012年以降活発な動きがある。ラウンドの停滞が続く中、スピード感のある国際貿易ルール形成のツールとしてプルリ合意は機能し得る。実際、貿易と環境(Column II-1)分野では、WTOで議論が進まない環境物品の定義について、APEC加盟国内で合意に至った。注目される主なプルリの動きとして、次でみる情報技術協定(ITA)の関税撤廃対象品目の拡大交渉と、「新サービス貿易協定(TISA)」交渉の進展がある。こうした枠組みは、将来の多国間貿易ルールの基礎作りとなることが期待されている。

■ ITA拡大交渉が活発化

ITAは、半導体、コンピューター、通信機器などのIT

図表II-1 第9回WTO閣僚会議で合意を目指す分野

分野	内容	交渉状況
貿易円滑化	税関手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援。	20条、30ページ程度の条文概要を基に、条文ごとに関心国が交渉。7月現在未合意部分が500カ所以上残る。途上国は、技術的・金銭的援助の約束がなければ義務を負えないと主張。
農業の一部	・G20提案(ブラジル):関税割当の完全消化(途上国は除外) ・G33提案(インド):貧困層への備蓄食糧の売り渡しを、削減を免除される補助金(緑の政策)に追加 ・輸出補助金の削減・撤廃	途上国が、現行議長テキストのごく一部を切り出して提案。G20提案は、農業分野では比較的問題が少ない事項として前向きな国が多い一方、G33提案に対しては先進国が、補助金支払いを増やすための身勝手な手段であると批判。
開発	TRIPs協定の対LDC経過期間の延長、協定上の途上国優遇の完全実施・拡充、対LDC無税無枠の拡大、綿花補助金の削減、対LDCサービス・ウェーバーの具体化。	TRIPs協定の経過期間については、2021年までの延長が決定(2013年6月)。その他の対LDC無税無枠の拡大や綿花補助金の削減などは、先進国にとってセンシティブな要素を含んでいる。

[注] ①農業交渉では、有力途上国が属するG20、途上国の特別かつ異なる待遇(S&D)に関心の高いG33、食料輸出国で構成するケアンズ・グループなどが存在。②TRIPs協定:知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。

[資料] WTO Reporter (Bloomberg BNA)、各種セミナーに基づく情報から作成

関連製品約200品目の関税撤廃などにつき、1996年当初29カ国が合意したWTO傘下の協定である。特定品目を無税とし、非参加国も含めたWTO全加盟国に最恵国待遇(MFN)ベースで許与している。発効以来加盟国数を増やし、現在75カ国・地域が参加している。協定成立から15年以上経ち技術進歩に伴いIT製品の分野が拡大する中、対象品目の見直し・拡大が急務とされていた。

2012年5月のITA委員会では、日本など先進国が品目拡大の交渉開始を提案し、同年7月には、品目拡大に積極的な国・地域の関心品目を統合した357品目のリストが提示された。2013年に入り、リストの内容を見直す会合を毎月実施するなど交渉は活発化し、7月現在EUを含む51カ国・地域が参加している。中国など途上国も独自に提案を行い積極的に参加していることが注目される。IT品目の中には途上国が輸出競争力を持つものも多いため、拡大交渉が妥結した場合でも国内の大きな制度変更を求められることはないことから、ITA拡大交渉に対しては途上国を含め広い支持が集まっていると考えられる。

現行リストに追加すべき品目を、MC9前までに200程度に絞り込むことが目標で、7月現在、具体的な品目は不明ながら256品目まで集約が進んでいる。交渉参加国のいずれかにとってセンシティブな品目、貿易額が小さい品目、家電などハイテクIT製品とは定義しづらい品目などが、リストから落ちる傾向にある。最終的に追加が期待される品目は、新型半導体、デジタル機器、医療機器、半導体製造装置などである。

交渉のたたき台となった357品目を集計したところ、世界の拡大ITA貿易額は2012年に2兆6,426億ドル、うち

拡大交渉に参加する国・地域で全体の9割以上を占める(図表Ⅱ-2)。中には、中国の磁気テープ(25%)やマレーシアの印刷用インク(25%)など高関税品目があることから、無税化すれば輸出拡大に与える影響は大きい。

ITA拡大交渉には、技術進歩を協定に反映するとともに、IT製品が対象となったこれまでのWTO紛争の結果も盛り込む意義がある。例えば、日米とEU間で関税分類をめぐる紛争に発展したフラットパネルディスプレイをリストに入れるか否か、現在議論が進んでいる。こうした細かい調整は必要ではあるが、既存協定を上書きするITA拡大交渉は比較的合意が容易で、MC9での成果が最も期待できる分野だと言われる。今後は、中南米諸国や南アフリカ共和国などITA非加盟国や、加盟国ではあるが品目拡大交渉に不参加のベトナムやインドなどを枠組みの中に取り込むことが課題となっている。

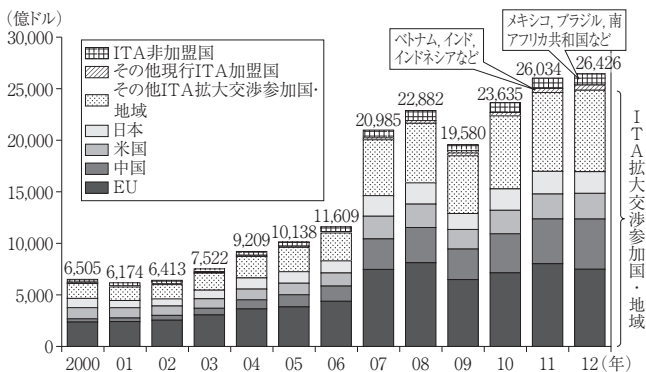
■ サービス貿易交渉、妥結すれば日本企業進出に追い風

もう一つ動きのあるプルの枠組みが、新サービス貿易協定交渉である。サービス自由化交渉の停滞にはいくつか理由がある。WTOの一括受諾式により農業交渉の進捗に左右されてきたこと、サービス貿易自由化に積極的な先進国と消極的な途上国との利害が対立したこと、サービス貿易に対する規制が重要な国内政策に関わること、リクエストオファー方式という交渉方式が複雑であること、などが挙がる。一方で、情報通信技術の発達などに伴いサービスのあり方も多様化しており、これに対応するルール整備が求められていた。

そこで2012年以降、米国を中心として、一部の国・地域のみで交渉を加速させる機運が高まった。2013年に入り、「新サービス貿易協定(TISA)」との名称で、「リアル・グッド・フレンズ(RGF)」と呼ばれる49カ国・地域による議論が本格化している。議論の柱は、ハイレベルのサービス自由化と、幅広い参加メンバーの獲得の二つである。現状はBRICsなどを含まず、既に高レベルの自由化を実施した先進国が中心であることが特徴である。先進国は一般的にサービス貿易自由化、とりわけサービスの形態別で高い比重を占める「商業拠点の設置」を拡大させるべく、外資規制の撤廃に積極的である。

交渉対象である「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」上のサービスの概念と、国際収支上のサービスの概念とは厳密には一致しないが、それを前提として主要国のサービス貿易の規模を表したのが図表Ⅱ-3である。RGFのサービス貿易額は世界の7割以上を占める。米国やスイスなどは、サービスが貿易全体の3割を占め、かつ競争力も高い。一方でBRICsなど途上国は、情報サービスに強いインド以外はサービスの輸出競争力が低い国が多い。途上国は一般的に、単純労働者の移動を除

図表Ⅱ-2 拡大ITA貿易額の推計



[注] ①拡大ITA対象品目の定義は、交渉開始時に検討対象となっていた357品目。②ITA拡大交渉に2013年7月現在参加している51カ国・地域(オーストラリア、カナダ、中国、コスタリカ、エルサルバドル、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、イスラエル、日本、マレーシア、モーリシャス、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、シンガポール、韓国、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国)のうち、統計が取得できないモーリシャスとモンテネグロ以外の49カ国・地域を集計。

[資料] 各国貿易統計から作成

きサービス分野で優位性を持たないことから、自由化の効果に対して懐疑的な立場をとっている。

日本は交渉に参加する先進国ではあるものの、サービス貿易の割合や貿易特化係数では他の主要先進国に及ばず、サービス輸出拡大の余地が大きいといえる。少子高齢化が進む日本としては、企業の海外進出の促進や外資規制緩和による海外展開拡大に期待したい部分は大きい。TISAでは、特定分野を交渉対象からあらかじめ除外することはせず、現行ルールを強化することで意見が一致している。多国間交渉に先駆けてTISAで合意ができれば、特に日本の関心分野である金融、建設・エンジニアリングなどのインフラ関連サービスや、IT、専門サービス、コンテンツ産業の海外展開などにも追い風となるだろう。また、日本国内の自由化が選択肢を拡大させ、消費者利益の向上につながることも見込まれる。

TISA交渉においては現在、既存FTAのサービス条項の整理統合も視野に入れつつ、GATS寄りの協定に仕上げ、将来的にはGATSに置き換えることを意図している。RGF諸国間ではサービス章を含むFTAが既に40本以上発効しているため、その点では一から調整するよりもハードルは低いと指摘される。2012年10月時点のTISA草案では、市場アクセスではポジティブリスト方式、内国民待遇ではネガティブリスト方式、と自由化の様式を混合する「ハイブリッドアプローチ」を採用することで合意した。ポジティブリスト方式とは、各国が約束表に記載した項目についてのみ自由化の義務を負う方式で、ネガティブリスト方式とは、各国が留保する国内規制を

明記し、それ以外は自由化する義務を負う方式である。2013年6月には、TISA策定の議論が本格的な交渉段階に移行したことをRGF間で確認する共同発表がなされたが、現在のところ交渉内容の詳細は公開されていない。

公開情報から把握する限りにおいて、まだ意見の一致をみない重要な論点として、合意内容がWTO全加盟国にMFNで適用されるのか、TISA参加国だけに限定されるのか、という点がある。後者の方式を採用すれば恩恵を受けるのは締約国のみのため、未加盟国が参加する動機になるとも考えられる一方で、関税のように数値的把握ができず、提供者や消費者が移転先でサービスを提供・消費する場合もあるサービスの形態で、相手国を特定してルールを適用することは困難な面もあると考えられる。その他にも、協定内容に関しハイブリッド方式が前例のない取り組みであること、途上国、特に日本が市場開放に関心のある中国やASEANなどが現時点で参加していないこと、GATSへの統合方法が見極められていないこと、などが論点として残っており、こうした課題が交渉の中でどのように解消されていくか注目される。

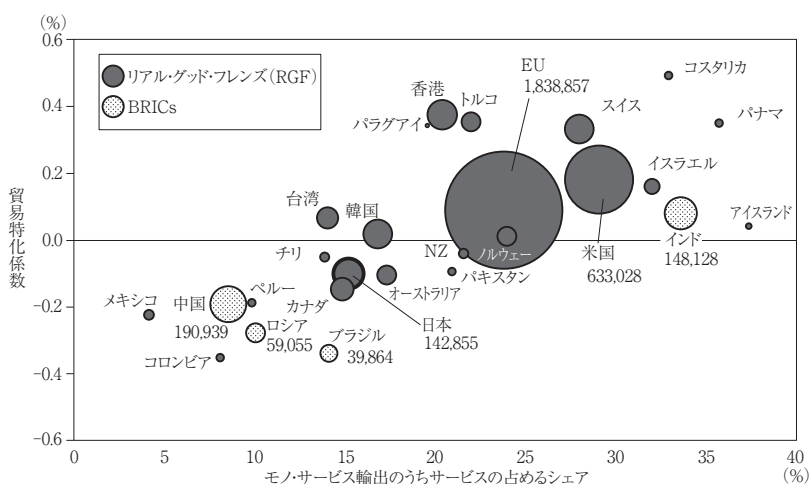
(2) 途上国リスクとしての保護主義／貿易紛争

■保護主義的措置にはなお警戒が必要

世界貿易の鈍化に伴い、保護主義への懸念が再燃している。特に、途上国による国内産業保護や競争力強化を標榜した措置が拡大した。注目される措置として、インドネシアによる鉱石の国内精錬義務化および精錬前鉱石の輸出制限（2012年8月）、ロシアの車両リサイクル税導入（2012年9月）、ブラジルによる輸入自動車への増税措置延長（2012年10月）、ウクライナによる不透明な乗用車セーフガード（2013年3月）などがある。こうした措置は、日本の輸出や現地でのビジネス活動に悪影響を及ぼす恐れがある。WTOが2013年6月に公表した報告書によると、G20が2012年10月から2013年5月までに導入した貿易制限的措置は109件と、前回報告書の71件から増加した。貿易救済措置や関税の引き上げの多発により、貿易自由化措置は全体の4割にとどまった。

貿易救済措置（アンチダンピング、相殺関税、セーフガード）は、調査開始だけでも輸出を抑制する効果があり、乱用すれば保護主義的措置となり得る。貿易救済措置の合計件数は、長期的にみれば平均的な水準にあるが、2012年には前年

図表II-3 新サービス協定（TISA）交渉参加国を中心とする主要国のサービス貿易規模（2012年）



〔注〕①貿易特化係数 = (サービス輸出額 - サービス輸入額) / (サービス輸出額 + サービス輸入額)。②バブルの大きさと数値はサービス輸出額（100万ドル表記）を示す。③リアル・グッド・フレンズ（RGF）は、オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、EU、香港、コスタリカ、アイスランド、イスラエル、日本、ニュージーランド、ノルウェー、メキシコ、パキスタン、パナマ、バラグアイ、ベルギー、韓国、スイス、台湾、トルコ、米国。

〔資料〕WTOから作成

比26.7%増に増加した。特に、措置の8割を占めるアンチダンピングは、2012年には4年ぶりに増加した。2011年以降は、措置のヘビーユーザーである米国とEUによる調査が落ち着く一方で、中国からの輸入増を恐れるブラジル、アルゼンチン、インドなど新興国による調査が増加基調にある。相殺関税調査もリーマン・ショック以降活発化しており、アンチダンピングと同時に課すケースも増えている。セーフガードも足下では増加しており、インドやインドネシアのほか、ロシアも加盟直後に調査を開始した。貿易救済措置全般で、途上国による活用が拡大している（図表Ⅱ-4）。

貿易救済措置の分野別では、再生可能エネルギー関連の案件増加が顕著である。例えば、米国は2012年11月には中国の太陽光パネル、2013年1月には中国とベトナムの風力発電用機器に対し、アンチダンピング税と相殺関税の賦課を決定した。再生可能エネルギー市場の急拡大に伴い関連機器の価格競争が激化し、メーカーの破綻も相次ぐ中、国内産業保護を図るための措置適用が増加している。

しかしWTOは先述の報告書の中で、2008年以降現在まで継続している貿易制限的措置がG20の貿易に与えた影響は、0.2%にとどまると分析する。各国貿易措置に対するWTOによる監視が功を奏したと評価される。加えて、APECやG20による首脳メッセージも政治的ツールとしてしばしば利用された。2012年9月のAPEC首脳会談では、2015年末まで新たな保護主義的措置導入を控えることや、導入済み措置の是正を改めて確認した。

■増加するWTO紛争解決手続きの利用

保護主義防止に貢献しているのがWTOの司法機能である。WTO紛争解決手続きは、通商問題の政治化を避け、ルールに基づく客観的な解決を図るもので、勧告不履行に対する対抗措置の発動を認めるなど効果的な制度

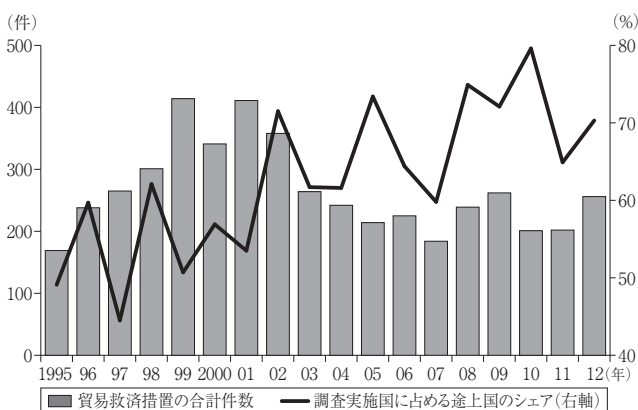
として威力を発揮してきた。ただ、WTO勧告を受けた国は自ら措置を改善する場合が多く、対抗措置の発動はまれである。1995年のWTO発足以来2013年7月現在、461件の紛争案件が付託されており、うちパネルの判断を待たずに解決された案件は227件と約半数に及ぶ。

2012年には9年ぶりの水準である27件の案件が付託された（図表Ⅱ-5）。件数増加は紛争処理システムに対する各国の信任の表れと考えられる。特に2012年11月に、20年続いたEUと中南米諸国間のバナナ紛争が決着したことも、紛争解決の意義を示す事例として注目された。最近日本が申し立てた案件としては、カナダ・オンタリオ州の電力固定価格買い取り制度がある。同州の産品を優遇する措置に対しEUと共同で申し立てていたところ、上級委員会は2013年5月に、日本側の主張をおおむね認めた。貿易救済措置でも関心の高まる再生可能エネルギー分野において、判断が下された初の事例となった。

紛争解決手続きを最も利用しているのは米国で、次いでEU、カナダである。途上国ではインドや、アルゼンチンなど中南米諸国による利用が多い。最近では、申し立て・被申し立てとも中国関連の案件が増加している。2012年に中国がターゲットとなった案件は、自動車に対するアンチダンピングおよび相殺関税（申し立て国は米国）、継目無鋼管に対するアンチダンピング（申し立て国は日本）など、過去最多の7件となった。加盟以来中国が被申し立て国となった30件のうち、21件は米国とEUからの申し立てである一方、中国が申し立てた11件は全て米国とEUに対する事案であることから、欧米対中国の構図が鮮明となっている。主に双方が発動した貿易救済措置についての損害認定や調査手続きの透明性が争点である。欧米と中国を中心に、判例の積み上げによるルールの明確化が進展しつつある。

立法機能が低下するWTOであるが、保護主義を抑制

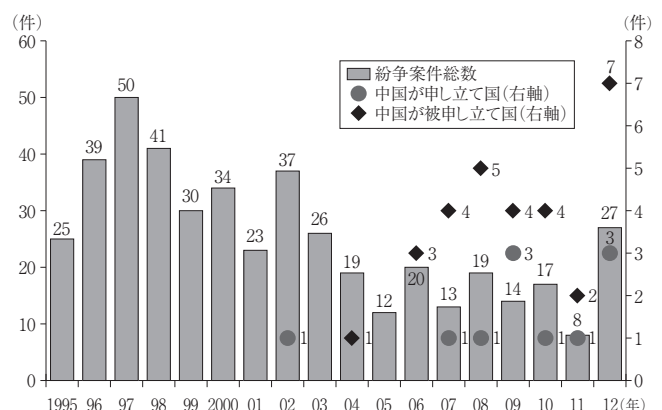
図表Ⅱ-4 貿易救済措置調査件数および調査実施国に占める途上国のシェア



〔注〕 途上国の定義はWEO (IMF) に従う。

〔資料〕 WTOから作成

図表Ⅱ-5 WTO紛争案件数と中国関連案件



〔注〕 案件数は当年に協議申請が行われた件数。

〔資料〕 WTOから作成

する監視機能と司法機能は確実に機能していることが確認できる。特に紛争解決手続きの活用を通じて、判例蓄積を通じたルール明確化、立法機能の補完、類似措置の拡散防止が実現されつつある。ただ今後、WTOが単に紛争処理機関化することは望ましくなく、立法機能の弱体化が続けば、成文ルールを根底に置く司法機能の維持

も中長期的には難しくなる。そうなれば紛争解決も、FTAで対応するほかなくなる恐れがある。この観点から立法機能の回復は引き続き重要であり、まずはMC9で目指しているような、部分合意の積み上げを達成することが目下最も現実的なアプローチであると考えられる。

Column II - 1

●環境物品の自由化に向けて

2012年9月のアジア太平洋経済協力（APEC）サミットで加盟国は、特定環境物品の関税削減に合意した。再生可能エネルギー関連製品、水・汚水処理関連機材、大気汚染制御装置、環境測定機器など、HSコードの6桁ベースで54品目（以下、環境物品）の実行税率を、2015年末までに5%以下に引き下げることが目標である。WTOやOECDでの交渉が停滞する中、具体的なリストが固まったのは画期的な成果であった。2013年4月のAPEC貿易相会合では、各国首脳が合意実現のための方策につき議論し、日本も、必要な製品・技術情報の提供や能力構築支援で貢献していく考えを表明した。

APECの環境物品輸出額は、2012年に3,259億ドルとなった。APEC輸出総額の3.8%を占め、この10年間に年平均14.6%で拡大した。日本はAPECの中で、中国と米国に次ぐ輸出国である。日本の対APEC輸出も増加しており、2012年には401億ドルと過去最高を記録した（図表1）。主要輸出先は、中国（シェア28.6%）、米国（13.8%）、タイ（8.0%）である。貿易収支は一貫して黒字で、黒字幅は拡大傾向にある。

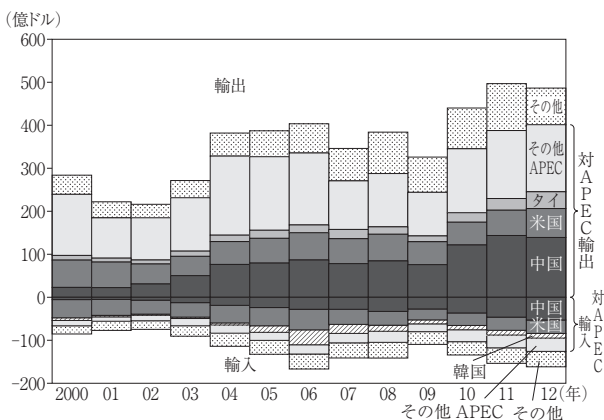
2015年までに引き下げる予定の関税率は、現在は図表2の水準にある。APEC全体の環境物品税率は既に5%を下回っているが、ブルネイ、チリ、中国、韓国が平均5%以上であるほか、多くの途上国では高関税の品目も存在する。APEC向け環境物品輸出の3割に5%を上回る税率が課せられていることから、関税引き下げの意義は大きい。APECリストがWTOでの議論を刺激し、

対象国や品目が拡大すれば、自由化はより進展する。APEC非参加のEUやスイスもAPEC合意を評価したほか、米国は2013年6月に、APECリストを基礎としたWTOでの新枠組み立ち上げに意欲をみせている。

しかし課題も残る。まず、APECでの合意は交渉スピードを重視したことが一因で、WTOが目指す約束と比べ緩やかで実効力が弱い。例えば、対象となるのは譲許税率ではなく実行税率であり、目標には法的拘束力もない。引き下げ目標も0%ではなく5%であるという点で効果は限定される。さらに、APECリストの定義はなお曖昧で、HS7桁以下の自由化は各国の裁量に委ねられる。最後に、APECリストをそのままWTOに持ち込むことは難しい。WTOでは今回のようにリストのあたりで定義を決めることについて合意に至っておらず、インドや中南米諸国などはAPECリストに批判的である。

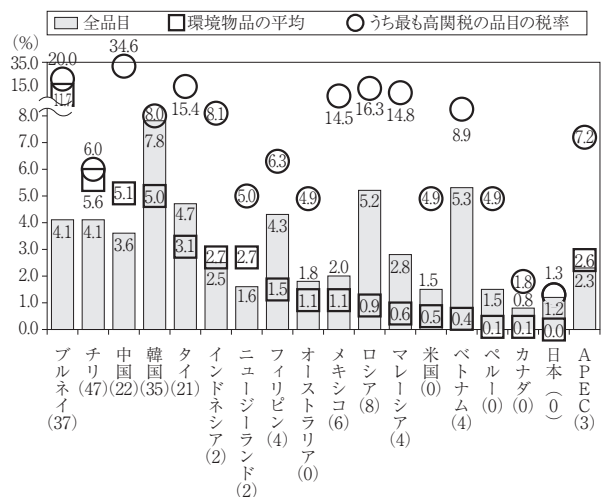
環境物品の自由化は、日本の輸出拡大にもつながらると見込まれる。その上、同物品が普及することは、定量的把握は困難にしても、環境保全に好影響を与える可能性は高い。先に述べたような課題を解決し、より実効性の高い多国間合意に至ることが期待される。

図表1 日本の国・地域別環境物品輸出入額の推移



[資料] 財務省「貿易統計」から作成

図表2 APEC加盟国の環境物品関税率（実行税率）



[注] ①税率は加重平均税率。②台湾とパプアニューギニアのデータはなし。その他の国については、2009～11年で取得できる最新の税率。③香港とシンガポールは全品目で0%のため略。④（ ）内の数字は、環境物品54品目のうち、現在関税率が5%以上である品目の数。

[資料] "World Integrated Trade Solution" (世界銀行)から作成

(3) WTO加盟後のロシアとWTO 新規加盟の状況

■ロシアWTO加盟後1年の評価

ロシアが2012年8月22日にWTOに加盟して間もなく1年が経過する。WTO加盟によるビジネス環境への変化については、モスクワ・ジャパンクラブとジェットロが2012年11月時点で行った調査で、回答企業の約8割が「変化なし」と回答している。

変化が実感しにくい理由としては、①加盟に伴う関税率の引き下げが、加盟時点では限定的であること、②ロシアは2000年代半ばまでに、主要な国内法制度をWTO整合的に改正する作業を完了しており、社会的混乱が小さいこと、③加盟約束上の義務内容が中国のWTO加盟約束に比較すると小規模であったことが挙げられる。

関税率の引き下げは、加盟約束の中で最もインパクトが大きい要素と考えられるが、日系企業に関係する工業製品の多くの関税率は3年から7年かけて段階的に引き下げられる。ロシア、カザフスタン、ベラルーシの関税同盟の意思決定機関であるユーラシア経済委員会によれば加盟時点では約90%の品目については、加盟以前からの税率が維持され、関税上のメリットは限定的である。

しかし、加盟による変化が全般的には小さいと評価される中でも、日系企業の関心の高い家電、自動車分野などで、関税率の適用を中心に、WTOルールとの整合性や、運用上の問題がいくつか指摘されている（図表Ⅱ-6）。

加盟約束履行上の問題点としてはまず、一部の品目で実行関税率がWTO譲許税率を上回っていることが挙げ

図表Ⅱ-6 ロシアのWTO加盟約束履行上の主な問題点

分野	措置・内容	概要
関税	譲許税率を超える実行税率の運用	家庭用冷蔵庫、食肉など一部の品目に適用される混合税率（従価税/従量税の選択税）が、実質的に加盟約束に基づく譲許税率を超過。
	実行税率の引き上げ	薄型テレビの実行税率（加盟前10～15%）を譲許税率の上限に近い16%に引き上げ。ビジネスへの影響が大きい上、透明性に問題。
内国税	自動車リサイクル税	実質的に輸入車のみ（関税同盟諸国を除く）が課税対象となり、無差別原則の観点で問題。国内での車両リサイクル制度の運用にも課題。
規格・認証	関税同盟技術規則	従来の強制規格から関税同盟3カ国に共通の強制規格への移行に当たり、運用の不透明さ、認証の遅延により、通関への影響が発生。
知的財産権	私的録音・録画補償金制度	①国内生産品と輸入品で補償金の課税対象が異なる点で内国民待遇義務への抵触に加え、②著作物の私的複製に対する補償という目的に反して、複製機能のない家電製品も対象となるという運用上の問題も。
地域貿易協定	関税同盟への新規加入問題	今後キルギスタンなどが関税同盟に加わる場合、キルギスタンが関税水準を関税同盟加入前に比べて引き上げるとすれば、WTOの地域貿易協定締結ルールに反する恐れ。

〔資料〕ヒアリング結果から作成

られる。日系企業からは、家庭用冷蔵庫で実害が報告されている。ユーラシア経済委員会は、実行税率表にWTO約束上の問題があれば毎年8月に行う税率改定で是正していくと述べており、今後の運用が注視される。

次に、加盟以前の実行税率よりも高めに設定された譲許税率を利用した実行税率引き上げが問題となっている。2013年5月には、液晶・プラズマテレビの実行税率は加盟2年目の譲許税率の上限近くまで引き上げられた。譲許税率の範囲内での実行税率引き上げは、WTOルールでは直接制限されていないとはいえ、日系企業からは、加盟して間もない段階での関税引き上げは、貿易自由化を進めるというWTOの趣旨になじまないもの、と関税同盟の対応を疑問視する声が挙がっている。

WTO加盟によってロシア国内産業が厳しい環境に立たされる中、プーチン大統領が「WTO加盟は国内保護政策を放棄するという意味ではない」と述べるなど、ロシアはルールに反しない範囲で、さまざまな政策を活用していくとみられている。その一例として2013年6月にWTOにロシアが通報した、農業機器に対するセーフガード措置の発動が挙げられる。またWTO加盟によって関税引き上げに制約が課せられたことで、今後は、非関税措置の活用が加盟前よりも大きな焦点となる。

非関税措置としては、加盟直後の2012年9月に導入された車両リサイクル税がロシアへの自動車輸出に影響を及ぼしてきた。ロシアの新車の輸入関税は加盟時点に引き下げられたが、車両リサイクル税は、関税引き下げ効果を実質的に打ち消すほどのコスト負担となっている。WTOルール整合性の観点では、国内で製造される自動車が条件を満たせばリサイクル税を免除されるのに対し、輸入車のみが税負担を負うことについて、内国民待遇義務への抵触、また関税同盟加盟国も税免除の対象となる点で最恵国待遇義務への抵触が指摘されてきた。

EUおよび日本は2013年7月、リサイクル税制度によって輸入車が不利な待遇を受けたとして、WTO紛争解決機関に協議要請を行った。ロシアは2013年2月に制度をWTOルールに整合的に修正する方針を打ち出し、国内製造車にもリサイクル税を課す方向で法案の整備を進めていた。それにもかかわらず日EUがWTO紛争解決手続きの活用を踏み切った直接の背景としては、ロシアが当初2013年7月の法改正の意向を示していたのに対し、採択が遅れていたことが挙げられる。

その他、規格・認証制度、知的財産権などの分野でも、WTO整合性が懸念される措置、運用が散見される。

他方、WTO加盟との直接の関連性は検証しにくいものの日系企業からは、ロシア税関当局の輸入通関の対応に改善がみられるとの声が聞かれる。「通関申告の内容が

全ての税関で共有されるようになった」、「税関担当者の判断で行われていた輸入貨物の全品検査の実施が、無作為抽出に変わった」といった改善点が報告されている。

■中国WTO加盟との比較

ロシアのWTO加盟は、大国という点で、2001年に加盟した中国としばしば対比される。中国とロシアのWTO加盟約束を比較すると、①加盟後の法制度改正の必要性、②「非市場経済国」認定、③輸出制限に関する約束の違い、などがポイントに挙げられる(図表II-7)。

第1の点、中国は外国資本の参入に対する制限が大きく、「貿易権」の開放など、加盟後に国内制度の改革を求められる義務が少なくなかった。これに対し、ロシアは中国に比べてもともと外資に対する制限が厳しくない上、主要な二国間交渉は2000年代半ばに大筋合意し、加盟前に国内法を整備する時間的余裕があったといえる。

第2の点、中国は「非市場経済国」認定を受け、他の加盟国は2016年末までアンチダンピング税や補助金相殺関税といった貿易救済措置を通常より緩やかな要件で発動することができる。そのほか、中国の加盟約束には、「産品別特別セーフガード」(現在は失効)や、WTOルール履行状況のチェックを受ける「経過的審査制度」といった特別な規定も盛り込まれていた。こうした厳しい加盟約束は、ロシアに比べ、中国のWTO加盟に対する警戒感が相当強かったことの表れといえよう。

第3の点、輸出制限に関してWTOでは、基本的には輸出税についてのルールはないが、中国は加盟約束で、タングステンなど鉱物資源を中心に84品目に輸出税の上限を設定した。ロシアは700以上の品目に輸出税の上限を設定した。一見するとこれはロシアの方が厳しいように見える。しかし、中国の加盟議定書には、付属書に列挙されている場合を除き、輸出税およびその他輸出課徴金は全て廃止するということが明記されている。

中国のコークス、マグネシウムなど9品目に対する輸出制限について、米国などがWTO提訴した事件では、7品目については、中国が輸出税を設定した84品目に入っていなかったため、中国のWTO加盟約束違反が2012年の上級委員会判断により確定した。本件では、限定列举

した品目以外には輸出税を課さないという中国の約束が強い拘束力を発揮した。

中国が加盟交渉を行った90年代後半から2000年ごろには、現在に比べて資源や食料の輸出の管理を国家の権利と位置づける考え方は薄かったため、中国は限定列举方式の厳しい約束に合意したと考えられる。これに対し2000年代の資源価格の高騰を経験して、輸入ルールを中心にしてきたWTOにおいても、輸出の問題がより注目されるようになり、ロシアは輸出税の問題に慎重かつ現実的に対応したという面があるとみられる。

近年中国を対象としたWTO紛争が増加しているが、ロシアをめぐるWTO紛争についてはどのように考えられるか。中国に対するWTO提訴は加盟後数年間皆無で、2004年に増値税還付の問題(協議段階で終了)があったのみであった。対中国WTO紛争が増加したのは2006年以降である。2006年に自動車部品の輸入関税率、2007年に知的財産権保護、出版物・映画などに対する貿易権など、この時期に大型の通商紛争が本格化していった。2006年は温家宝内閣の下、再編された国家発展改革委員会が産業政策を主導して初めてとなる第11次五カ年計画の開始時期に一致する。名古屋大学川島富士雄教授は、「中国は加盟当初WTOコンプライアンスを利益と考えていたが、次第にコンプライアンスをコストだとみるようになり、WTOルールよりも産業政策を重視する方針に転換していった」とみている。対中貿易紛争の拡大は、現状の問題点以上に、WTOルールに対する中国政府のスタンスに米EUなどが反応したという側面が大きい。

ロシアは加盟1年に満たない段階で、自動車リサイクル税についてWTO紛争解決の手続きの対象となった。同税は導入前からWTOの無差別原則への抵触が指摘されていたにもかかわらず実施された上、法令の修正にも時間がかかっている。国内産業保護を維持していく一連の姿勢が、ロシアに地理的に近く貿易面での影響が大きい日EUが早々にWTO紛争解決手続きの活用を踏み切るという厳しい態度をとった背景にある。政府の立ち位置が、今後ロシアがWTO貿易紛争のターゲットになっていくかという分岐点となろう。

■増加するWTO新規加盟国

WTOは、2012年に4カ国が約4年ぶりに新規加盟し、2013年上半期にもラオス、タジキスタンが加盟したことで加盟国数が159カ国となった。12月の第9回閣僚会議でもセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナの加盟承認が有力視されているほか、カザフスタン、アフガ

図表II-7 ロシアと中国のWTO加盟約束比較

主なポイント	ロシア	中国
加盟後の国内法制度改正の必要性	2000年代半ばまでに、主要な国内法制度をWTO整合的に改正する作業を完了。	加盟後に、「貿易権」の開放など国内制度の改革を実施。
「非市場経済国」認定	加盟約束上の規定なし。	2016年末まで「非市場経済国」としてアンチダンピングの被発動などで不利な待遇。
輸出制限に関する約束	約700品目に輸出税の上限を設定。	輸出税の上限を設定した84品目以外は輸出税は設けない。

[資料] ヒアリング結果、各加盟文書から作成

ニスタンなども同会議での加盟承認を目指している。

新規加盟の承認は閣僚会議のほか一般理事会でも行うことができる。しかし、近年WTOで貿易自由化交渉の成果を生むことが難しくなる中、閣僚会議での新規加盟の承認は、WTOの普遍的貿易体制としての意義を強調するという意味合いも持つようになってきている。

近年の新規加盟交渉では、例えばサービス貿易でサモア、バヌアツが他の後発開発途上国（LDC）に比べ高い水準の自由化に合意したように、新規加盟する途上国が、WTOの前身であるGATT時代からの既加盟国に比べて高度な自由化内容を要求されるという傾向にある。

2012年に10年ぶりに改定されたLDC加盟新ガイドラインはLDCの加盟交渉を簡易化し、加盟国間の不均衡をある程度緩和する内容となっている。例えば新ガイドラインでは、LDCは非農産品の関税品目の5%を非譲許（上限関税の設定対象外）とすることが許容される。これによりLDC諸国は、輸入に対しセンシティブな品目を一定程度、自由化交渉の対象から除外することができる。またサービス分野では、加盟交渉においてLDCが、既WTO加盟国であるLDCの約束水準を上回るほどの自由化は要求されない、という基準が設けられた。

ガイドライン改正は、ASEANで唯一のWTO非加盟国であったラオスのWTO加盟促進に寄与したとみられる。今後、エチオピアなど特にアフリカのLDC諸国の加盟円滑化に効果を発揮することが期待される。

ロシアの加盟により、2012年の世界の輸出総額の約96%がWTO加盟国間の貿易となった。残るWTO未加盟国は、イラン、イラクなどの中東諸国、カザフスタンな

どCIS諸国、エチオピアなどアフリカ諸国のそれぞれ一部である（図表Ⅱ-8）。中東、アフリカ諸国は、世界的なFTA締結の潮流から外れており、これらの国をWTOの貿易ルールの体制下に迎えることの意義は大きい。

WTO未加盟国の中には、日本企業のビジネス拡大への期待が大きい国が少なくない。経済の潜在力では、イラクが注目される。イラクの2012年の輸出総額は833億ドルで、フセイン政権が崩壊した2003年比で10倍に拡大した。世界4位の原油確認埋蔵量（約1,150億バレル）は日本企業にとって大きなビジネスチャンスである。既に商社、建設企業などが多くのインフラ事業に参入している。市場としても2065年に人口1億人を超えると予測されており、日本からの輸出拡大が期待できる。

カザフスタンも、ロシアWTO加盟に影響され、ビジネス機会が見込まれる。人口は1,700万人弱と中規模だが、1人当たりGDPは1万ドルを超える。2012年のGDP成長率は好調な国内消費と活発な外国企業進出に支えられて5%台を確保した。2013年には、トヨタ自動車が現地CKD組み立て生産プロジェクトを発表したほか、コンビニエンスストア大手のミニストップがセコナーなどの共同出資で、国内最大の商業都市であるアルマトイに第1号店を開いた。日本のコンビニとして中央アジア初出店となる。ミニストップはカザフスタン市場の高い購買力のほか、治安のよさ、親日的であることなどを進出決定の要素に挙げた。

WTOへの加盟はこうした国々の貿易障壁を下げるだけでなく、ビジネス環境の安定性、透明性を高める効果が期待できるため、早期の加盟実現が望ましい。

図表Ⅱ-8 最近のWTO新規加盟国および主なWTO未加盟国の貿易状況

区分	国名	世界輸出 (100万ドル)	日本への 輸出 (100万ドル)	日本への 主な輸出品目	日本からの 輸入 (100万ドル)	日本からの主な 輸入品目	平均実行 関税率 (%)	人口 (100万人)	1人当たり 名目GDP (ドル)	WTO 加盟年/ 申請年
新規加盟国	ロシア	352,536	20,772	石油、天然ガス	12,599	自動車、建設機械	9.4	141.92	14,247	2012年
	バヌアツ（※）	251	58	魚、肉類	77	船舶、自動車	15.5	0.25	3,125	2012年
	モンテネグロ	403	2	機械部品	5	機械部品、鉄鋼製品	4.9	0.62	6,882	2012年
	サモア（※）	158	0.35	果物、魚	15	電子部品、自動車	21.1	0.18	3,727	2012年
	ラオス（※）	3,444	123	アパレル、レアアース	137	自動車、建設機械	18.8	6.38	1,446	2013年
タジキスタン	1,030	11	アルミニウム	7	プラスチック製品、機械部品	7.8	7.96	953	2013年	
主な未加盟国	イラン	102,496	7,958	原油	654	自動車、一般機械	26.6	75.90	7,211	1996年
	イラク	83,275	2,822	原油	359	自動車、鉄鋼製品	n.a.	33.70	6,305	2004年
	リビア	51,399	247	原油、軽油	115	自動車、一般機械	n.a.	6.41	12,778	2004年
	シリア	11,088	3	石油製品、石炭	114	自動車、一般機械	6.7	22.40	2,747	2001年
	カザフスタン	63,465	582	フェロアロイ、チタン	542	自動車、建設機械	9.6	16.68	11,773	1996年
	ベラルーシ	45,955	21	測定機器、化学肥料	39	一般機械、自動車	9.8	9.39	6,739	1993年
	ウズベキスタン	5,374	106	金	98	自動車、ゴム製品	11.8	29.45	1,737	1994年
	イエメン	7,238	374	天然ガス、原油、魚	298	自動車、自動車部品	7.1	25.88	1,377	2000年
	エチオピア（※）	2,169	62	コーヒー、ごま	131	自動車、一般機械	17.3	86.77	483	2003年
	セルビア	11,055	48	トウモロコシ、たばこ	29	一般機械、自動車	7.4	7.57	4,943	2004年
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,019	5	革靴、ニット製品	2	一般機械	6.6	3.89	4,461	1999年	

〔注〕①※印は国連定義による後発開発途上国（LDC）。

②貿易金額は2012年。日本への輸出は日本の輸入ベース、日本からの輸入は日本の輸出ベース。

③平均関税率は実行税率の単純平均。ただし、サモアとラオスは譲許税率ベース。

〔資料〕WTO事務局資料、DOT・WEO（IMF）、貿易統計（財務省）、世界銀行データベースなどから作成

2. 世界と日本のFTAの現状と展望

(1) 世界のFTA概観

■地域横断型が主流

世界の自由貿易協定（FTA, 発効済み）の数は2013年7月1日現在で、252件となっている（ジェトロ調べ。関税同盟を含む。世界のFTA一覧は資料「世界と日本の貿易投資統計」を参照）。世界では2000年以降、2001年だけを除き毎年10件以上のFTAが新たに発効し続けており、2012年も14件が発効した（図表Ⅱ-9、10）。

近年の傾向は、地域横断型FTAの増加だ。北米自由貿易協定（NAFTA）やEUやASEAN自由貿易協定（AFTA）など近隣国同士の経済統合の締結が90年代に一段落し、2000年以降はグローバルな企業活動の実態を後追いするように地域横断的FTAを締結する動きが活発化している。2012年も発効したFTAの半数に当たる7件が地域横断型だった。その内4件は、締結国の片方が東アジアの国・地域である。具体的には、日本-ペルー、韓国-米国、香港-欧州自由貿易連合（EFTA）、マレーシア-チリのFTAだ。なお、2012年は米州域内国同士のFTAも

図表Ⅱ-9 世界のFTA年代別・地域別発効件数

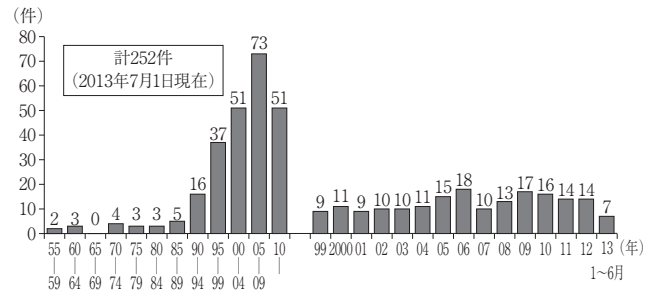
（単位：件）

年	アジア 大洋州	米州	欧州	中東・ アフリカ	ロシア・ CIS	地域 横断	合計
1955～59			1	1			2
60～64		1	1	1			3
65～69							0
70～74		1	1			2	4
75～79	2					1	3
80～84	2	1					3
85～89		2		1		2	5
90～94	3	1	5	1	4	2	16
95～99	4	4	3	8	16	6	37
2000～04	9	6	5	8	4	19	51
2005～09	20	10	4	4	2	33	73
2010～	10	9	8		2	22	51
発効年不明				4			4
合計	47	35	28	28	28	87	252

2000	1		1	3	1	5	11
2001	1	2		1	2	3	9
2002	1	2	2	2	1	2	10
2003	3	1	1	2		3	10
2004	3	1	1			6	11
2005	5	1		1	1	7	15
2006	4	1	1	2	1	9	18
2007	3			1		6	10
2008	6	1	2			4	13
2009	2	7	1			7	17
2010	6	1	6		1	2	16
2011	3	1				10	14
2012		5	1		1	7	14
2013	1	2	1			3	7

〔資料〕WTO、各国政府・機関資料から作成

図表Ⅱ-10 世界のFTA年代別発効件数



〔注〕合計件数には発効年不明の4件を含む

計5件あった。具体的にはメキシコ-ペルー、米国-コロンビア、ペルー-パナマ、メキシコ-中米諸国、米国-パナマのFTAだ。2013年は現時点でマレーシア-豪州、韓国-トルコ、カナダ-パナマ、ペルー-コスタリカ、EU-コロンビア-ペルー、トルコ-モリシャス、ウクライナ-モンテネグロの7件のFTAが発効している。地域横断型が3件と、米州で2件、アジア大洋州、欧州で各1件ずつの計2件ということになる。

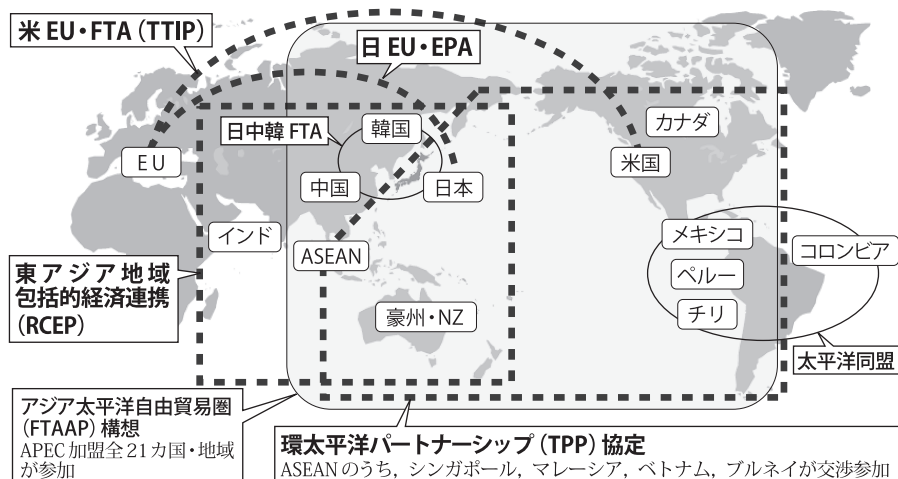
■メガFTA時代の到来

近年のWTO停滞の動きに対応して米国、EU、日本、中国などの貿易大国は、通商政策のツールとしてWTOを最大限活用しFTAを補完的に使うという従来の戦略から、主要な貿易相手国とのFTA締結を最優先する方針へと大きく舵を切った。この結果、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日EU-EPA/FTA、米国とEUとの包括的な貿易投資パートナーシップ、いわゆるTTIPの四つの巨大地域経済統合（メガFTA）が登場することとなった（図表Ⅱ-11）。

ここでは四つのメガFTAそれぞれの経緯や意義を記す。まずTPPについては、米国が2008年9月にP4協定（シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）への参加を決定し、2010年3月から既存P4を拡大した計9カ国によるTPP交渉が始まった（P4に加えて米国、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア（遅れて参加））。2011年11月には野田首相（当時）がTPP交渉への参加に向けて関係国との協議に入ることを発表し、日本のTPP参加手続きが動き始めた。2012年10月には日本の直後に参加意志を表明したメキシコとカナダが先に参加。2013年4月には日本の交渉参加が決定し、メンバーは12カ国となった。

日本のTPP交渉への参加については、賛否をめぐった大きな議論が国内で沸き起こったが、2013年2月の日米首脳会談で、①TPP交渉には日米二国間貿易上のセンシティブティが存在し、②最終的な結果は交渉で決まること、③一方的に全ての関税撤廃を最初から約束しなくて

図表Ⅱ-11 世界のメガFTAマップ



〔注〕 破線はメガFTA。〔資料〕 各種資料からジェトロ作成

良いこと、の三点が確認された。これを受けて安倍総理は3月15日に日本のTPP交渉参加を表明し、4月12日には日米協議も終え、同20日にすべての二国間協議が完了し参加が決定した。米政府はいわゆる90日ルールに基づき、日本のTPP交渉参加の対議会通知を行い、日本は7月から交渉に参加することとなった。

TPPの内容については、2011年11月のTPP首脳会合で「大まかな輪郭」が合意され、方向性が定まった。それによると、全品目の輸入関税について削減の交渉をし、投資規制の包括的な自由化を原則とするなど、かなり高度な自由化を目指していることが分かる。また、交渉分野は合計21分野と多岐にわたり、労働や環境などFTAとしては先進的なルールを盛り込もうとしている(図表Ⅱ-12)。交渉は2013年内の妥結が目標とされているが、米大統領が議会から貿易促進権限(TPA)を取得していないことや、21分野にもわたる交渉分野と野心的な内容について交渉参加国間の合意は容易ではなく、交渉のスムーズな進展が望めないとの観測もある。

次にRCEPについては、2004年から中国が提唱していた東アジア自由貿易協定(EAFTA: ASEAN+日中韓)と2006年から日本が提唱していた東アジア包括的経済連携(CEPEA: ASEAN+日中韓印豪NZ)の各構想が並行して議論されていたが、これらを受けて2011年11月のASEAN関連首脳会議において、ASEAN側からEAFTAとCEPEAを踏まえた東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の提案があり、貿易投資作業部会を設置することで合意した。そして、2012年11月のASEAN関連首脳会議で、RCEP交渉の「基本指針および目的」(図表Ⅱ-13)をASEAN+日中韓印豪NZの16カ国の首脳間で承認し、交渉立ち上げが宣言された。第1回交渉は2013年5月に行われ、2015年末までの交渉完了が目標とされて

いる。RCEPで目指すことは、東アジア地域における企業間サプライチェーンの高度な発達の実態に資するよう、累積原産地規則や統一利用手続きなどのルール整備を行うことにある。

日EU・EPA/FTAについては、2007年から双方の産業界を中心に検討が始まり、2009年のジェトロの研究会(日本側)などを経て、2010年7月に両政府で共同検討作業が始まった。2011年5月の日EU定期首脳会議では協定の対象範囲を検討する「スコーピング作業」の実施が決まり、2012年11月には

欧州委員会がEU加盟国からの交渉マンデート(図表Ⅱ-14)を取得、2013年3月25日の日EU首脳電話会談で交渉開始が合意され、4月には第1回交渉会合が行われた。EUは日本にとり米国と同様、民主主義、法の支配、基本的人権という基本的価値を共有し、国際社会の一極を成す重要な経済パートナーである。そのEUと経済連携協定を結ぶことは、関税撤廃や投資ルールの整備などを通じて双方の貿易投資を活発化し、雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済成長に資すると考えられている。

四つ目のTTIPについては、2011年11月の米EUサミットにて、FTAの作業部会設置を決定。2013年2月の作業部会最終報告とりまとめを受けて、2月13日の米EU首脳共同声明で交渉入りのための手続き開始を宣言した。その後、米国政府による議会への通知とEUの加盟国からの交渉権限(マンデート)取得手続きを経て、6月17日のG8(英国)における米EU首脳会談で第1回目の交渉を7月に開始することが発表された。2年以内の交渉完了を目指している。

以上述べた4メガFTAのほかに、2013年3月から日中韓FTA交渉が始まっている。日中韓FTAは2012年11月の日中韓経済貿易大臣会合で交渉開始が宣言された。日中韓FTAは、2003年から2009年まで行われた三国間の民間共同研究プロジェクトに基づき、2009年10月の日中韓サミットで産官学共同研究の立ち上げを目指すことで合意。2010年5月から共同研究が始まり、2012年3月に報告書が公表された。そして2012年5月の日中韓サミットで日中韓FTAの年内交渉開始につき一致するという手続きを踏んだ(日中韓FTAのさきがけとなる日中韓投資協定は、同サミットの機会に署名)。日中韓FTAの意義には、実態的に発展がかなり進んだ企業のサプライチェーンを制度的にも整備する意義が大きい。

図表Ⅱ-12 TPP交渉で扱われる分野

交渉分野	交渉内容
(1) 物品市場アクセス(農業、繊維・衣料品、工業)	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
(2) 原産地規則	関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。
(3) 貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。
(4) SPS(衛生植物検疫)	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。
(5) TBT(貿易の技術的障害)	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済(セーフガード等)	ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。
(7) 政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。
(8) 知的財産	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取り締まり等について定める。
(9) 競争政策	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。
(10) 越境サービス(サービス)	国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
(11) 一時的入国(サービス)	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。
(12) 金融サービス(サービス)	金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
(13) 電気通信(サービス)	電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
(14) 電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
(15) 投資	内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。
(16) 環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(17) 労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
(18) 制度的事項	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
(19) 紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。
(20) 協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
(21) 分野横断的事項	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

[資料] TPP協定交渉の現状(平成25年4月内閣官房)から作成

■史上空前規模のメガFTA

TPP, RCEP, 日EU, TTIPの4メガFTAについては、何よりもその史上空前の規模が注目されている。経済規模(2012年名目GDPベース)では、TTIPが世界のGDP

図表Ⅱ-13 RCEP交渉の基本指針および目的のポイント

1. 物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指す。
2. 既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指す。
3. 2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までの完了を目指す。
4. 将来は16カ国以外も加わり得る開かれた枠組みとする。

[資料] 経済産業省資料から作成

図表Ⅱ-14 日EU・EPAに関する交渉権限(マנדート)のポイント

1. **関税と非関税の並行性**: 関税(EU側)と非関税障壁(日本側)の撤廃を厳格かつ明確な並行性(バラレリズム)に設定する。
2. **セーフガード条項**: 欧州のセンシティブセクター(自動車等)を保護するセーフガード条項を導入する。
3. **1年後の交渉見直し**: 日本が非関税障壁に関する約束に応じない場合、1年後に欧州委員会が交渉から手を引く権利がある。

[資料] 経済産業省資料から作成

合計の45%を占めて突出している(図表Ⅱ-15)。TPP, RCEP, 日EUもそれぞれ世界のGDP合計の約3~4割で、これら三つの経済規模はほぼ等しい。人口規模(2012年予測ベース)では、中国とインドが含まれるRCEPが世界人口の49%を占めていて圧倒的規模を誇る。TPP, 日EU, TTIPは世界人口の1割前後の規模にとどまる。

日本の場合には四つのメガFTAのうちTPPとRCEPと日EUの三つに参加するが、米国はTPPとTTIP, EUは日EUとTTIP, 中国はRCEPのみと、日本のメガFTAにおけるプレゼンスが目立つ。日本が参加する三つのメガFTAの規模を合計すると(重複を除く)世界のGDP合計の79.4%, 人口の63.5%を占めることになる。

また、FTAのカバー率についてみると、現行のFTAカバー率が日本18.9%, 米国39.4%, EU対域外26.9%, 中国16.6%であるところ(図表Ⅱ-16), これらメガFTAの締結を通じて従来からFTAカバー率の低さが指摘されてきた日本のカバー率が73.5%となり、そのとき米国は63.8%, EUは44.5%, 中国36.5%にとどまることから、4カ国・地域の間で一躍トップになることが見込まれる

図表Ⅱ-15 メガFTAの経済・人口規模

	経済規模		人口規模	
	兆ドル	%	億人	%
TPP	27.6	38.5	7.9	11.4
RCEP	21.2	29.6	34.0	49.0
日EU	22.5	31.4	6.3	9.1
TTIP(米EU)	32.3	45.0	8.2	11.8
日本が参加するメガFTA(TPP+RCEP+日EU)	56.9	79.4	44.1	63.5
米国が参加するメガFTA(TPP+TTIP)	44.1	61.5	12.9	18.6
EUが参加するメガFTA(日EU+TTIP)	38.2	53.3	9.4	13.5
中国が参加するメガFTA(RCEP)	21.2	29.6	34.0	49.0
世界全体	71.7	100.0	69.4	100.0

[資料] "WEO, April 2013" (IMF)

図表Ⅱ-16 主要国・地域のFTAカバー率（2012年）

（単位：％）

	FTA カバー率			発効相手国・地域（往復）						
	（往復貿易）	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位		
日本	18.9	19.8	18.2	ASEAN	15.3	インド	1.0	メキシコ	0.9	
米国	39.4	46.4	34.7	NAFTA	29.0	韓国	2.6	DR-CAFTA	1.6	
カナダ	67.7	76.7	59.4	NAFTA	65.4	EFTA	1.2	ペルー	0.5	
メキシコ	81.3	91.4	71.1	NAFTA	66.6	EU	8.5	日本	2.7	
チリ	90.9	89.3	92.8	中国	20.6	米国	16.7	EU	15.0	
ペルー	90.6	93.4	87.6	中国	17.7	米国	16.0	EU	14.7	
EU27	貿易総額	73.6	75.9	71.4	EU	63.3	スイス	2.6	EEA	1.6
	域外貿易	26.9	29.8	24.2	スイス	6.8	EEA	3.9	トルコ	3.5
韓国	35.3	38.1	32.2	ASEAN	12.3	米国	9.5	EU	9.3	
中国	16.6	13.3	20.4	ASEAN	10.3	台湾	4.4	チリ	0.9	
インド	18.3	22.2	15.9	ASEAN	9.7	日本	2.5	韓国	2.3	
シンガポール	62.2	64.4	60.9	ASEAN	23.0	中国	10.3	米国	8.6	
ASEAN	59.7	59.4	60.0	ASEAN	24.5	中国	13.3	日本	10.6	
オーストラリア	26.9	18.7	35.3	ASEAN	14.5	米国	7.6	ニュージーランド	3.0	
ニュージーランド	49.1	49.4	48.7	オーストラリア	17.9	中国	15.9	ASEAN	13.2	

〔注〕① FTA カバー率は、FTA 発効済み国・地域（2013年6月末時点）との貿易が全体に占める比率。率は2012年の貿易統計に基づく。②略語は、ドミニカ共和国・中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）、欧州経済地域（EEA）。③中国は、香港（88%）とマカオ（0.1%）を除く。④ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、全ての加盟国の貿易額を加算。⑤カナダ、シンガポール、ニュージーランドは再輸出分を除いた輸出統計を採用。

〔資料〕各国政府資料、DOT（IMF）、各国貿易統計から作成

（図表Ⅱ-17）。

■異なるルールなどをメガFTAの主役で調整

四つのメガFTAのみならず、周辺の衛星的なFTAも活発に動いている。台湾は2011年に中国と海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）を発効させ、2013年7月にはニュージーランドとのFTAに署名し、将来はTPPへの参加を目標に掲げてFTAネットワーク作りの可能性を探り始めた。香港も中国・ASEANのFTAへの加盟を模索しているほか、2012年にはEFTAとFTAを締結した。近年は韓国のFTAネットワーク構築も激しさを増した。最近発効したEU（2011年）、米国（2012年）とのFTAは輸出立国である韓国の貿易を下支えしており、2013年5月にはトルコとのFTAが発効し、カナダとも交渉中だ。中国は同年7月にスイスとのFTAに署名した。

EUはアジアとのFTAを積極的に推進しており、EU韓国が発効した後、2007年にはASEANと交渉を開始した。ASEANとの交渉は難航し、2009年にはASEAN加盟国との個別交渉に移行した。個別国ではマレーシア、ベトナムと交渉しており、シンガポールとは2012年末に交渉合意に達した。インドともFTA交渉を進めている。

中南米ではメルコスールの保護主義が目立ち始め、ベネズエラも正式加盟し、メキシコやチリなど自由貿易理念を体現しようとする「太平洋同盟」（ColumnⅡ-2参照）との違いが際立っている。

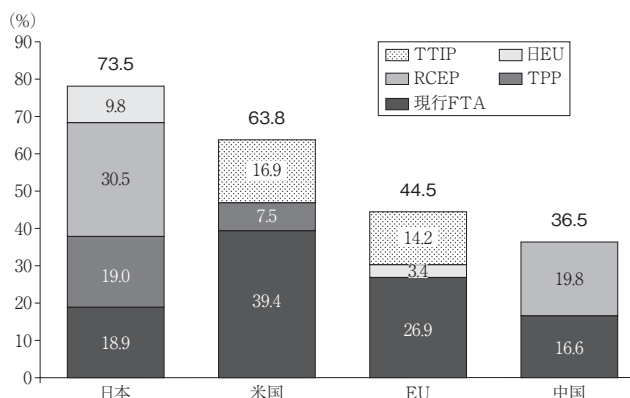
ロシアが主導権を握るFTAネットワークも拡大している。CIS自由貿易圏と2010年に発足した3カ国関税同盟だ。同関税同盟はアジア太平洋地域ではニュージーランドやベトナムとFTAを交渉中だ。

WTOドーハラウンド停滞の後、世界経済の成長センターであるアジア太平洋地域を中心に、四つのメガFTAをはじめとして世界中でFTA網の構築が進んでいる。自由貿易地域が増えること自体は、グローバルに活動する企業にとってメリットである。しかし複数のFTAの原産地規則が錯綜し、かえって利用しづらくなるスパゲティボウル現象も懸念される。今後のFTAで求められるのは、RCEPで試されているような累積原産地規則や複数存在する原産地の証明方法（第三者証明、認定輸出者証明、完全自己証明）の統一化など、質が高くて使いやすい

FTAであろう。また関税面での市場アクセス以外にも投資ルール、知的財産権保護のルール、基準認証のルールなど各FTAがバラバラな貿易投資ルールを適用する、ルールのスパゲティボウル現象の発生も懸念されている。

世界経済のほとんどを占める四つのメガFTAがばらばらに動いてしまえば、世界の貿易投資秩序に悪影響を与えることになりかねない。21世紀は四つのメガFTA間でいかに調和の取れた競争を心掛けるかが重要になってくる。そこでは四つのメガFTAの代表である米国、EU、日本、中国（新四極）の貿易担当大臣などによる定期的な情報交換などの場を設けることも必要だ。21世紀の世界の貿易投資ルールの形成に向けて、新四極が責任を果たしていくことが求められている。

図表Ⅱ-17 メガFTA締結後のFTAカバー率



〔注〕FTAカバー率は2012年末時点の往復貿易ベース。EUは域内貿易を除く。中国は香港、マカオを除く。日本の合計値は、TPPとRCEPにおける重複を除く。

〔資料〕各国貿易統計から作成

Column II - 2

●既存のFTA網を統合進化させる太平洋同盟

太平洋同盟は、自由貿易主義を通商政策の根幹に据えるメキシコ、コロンビア、ペルー、チリの中南米太平洋岸4カ国が参加する経済統合であり、2012年6月に発足した。既に相互に二国間FTAを締結する4カ国の間で、地域の経済発展や競争力強化に資する財、サービス、資本、人の円滑な流れを促進するために必要な政策の調整を行う枠組みである。アジア太平洋地域との緊密な経済交流の醸成を目的としており、対外共通関税を軸とする関税同盟を志向するものではない。コロンビアを除けばTPP協定交渉やAPECにも参加しており、アジアとの経済交流も盛んだ。

太平洋同盟は外務および貿易担当相から成る「閣僚審議会」を意思決定機関とし、必要に応じて次官級の「高級事務レベルグループ」(GAN)の会合を召集できることになっている(枠組協定第4条)。GANの下には「市場アクセス」、「貿易円滑化および税関協力」など個別交渉テーマ別の「作業部会」が設置されている。

■域内関税見直しの過程で関税メリットも

加盟国は既存のFTAにおける関税譲許表を見直す「関税協定」の交渉を進めている。2013年5月の第7回首脳会合では、タリフライン(関税品目数)の90%を協定発効時に即時撤廃とし、即時撤廃対象リストは4カ国共通で設定すること、残りの10%は加盟国間のセンシティブリティに配慮し、加盟国間で個別に関税削減スケジュールを設定すること、ただし、妥当な経過期間を経て最終的には全ての関税を撤廃することが確認された。交渉では最初に4カ国全体で共通の即時撤廃品目リストを策定し、残り10%については二国間で個別に交渉して具体的な関税削減スケジュールを設けることとなる。

統一譲許表の策定過程で二国間FTAの自由化例外品目が見直されるため、二国間FTAでは関税削減の対象とならなかった品目でも太平洋同盟で削減対象となり得る。例えば、2012年2月に発効したメキシコ・ペルーFTAでは、2017年までペルーにおける乗用車の対メキシコ関税率は一般税率の6.0%を下回らず、2013年時点では関税メリットが全くない。しかし、太平洋同盟の中でペルーが乗用車をセンシティブ品目に指定せず、90%以上の即時撤廃品目を含めた場合には、ペルーにおけるメキシコ産乗用車の関税は2013年中にも撤廃される可能性が出てくる。メキシコからペルーへは、日産自動車、フォルクスワーゲン、クライスラー、ホンダが乗用車を輸出している。

関税協定に加えて「原産地規則に関する協定」も作業が進められている。同協定は、二国間FTAで個別に定められていた原産地規則を統一し、4カ国の原産地累積も認める内容だ。複数あった原産地規則が統一されることで利用企業にとって原産性の把握が容易になる。その上、4カ国全体で原産地の累積が可能となるため、メキ

シコ製の自動車部品を利用したコロンビア製の乗用車をチリに輸出するなどの場合に、従来のコロンビア・チリ間の原産地累積に加え、メキシコで製造された自動車部品の段階から「太平洋同盟原産」と扱われることになり、原産地規則をクリアすることが以前よりも容易になる。関税協定および原産地規則に関する協定の交渉は2013年7月末までに終了させることが合意されている。

■人の移動などでは具体的成果も

域内関税の撤廃や原産地規則の統一のほか、医薬品の衛生登録(薬事登録)手続きの円滑化を目的とした「太平洋同盟衛生当局間協力協定」の締結と国際的なベストプラクティスを反映した化粧品に関する統一規格の策定に向けた規制改革、貿易手続単一電子窓口システムの相互連結と認定事業者(AEO)制度の相互承認などさまざまな交渉が行われている。投資家保護の水準の改善や投資紛争処理のベストプラクティスの導入、金融、通信、海運、航空輸送サービスのさらなる自由化、証券市場の統合といった投資、サービス分野も交渉の対象となっている。

既に成果が生まれている分野もある。人の移動については、メキシコ政府が2012年11月にコロンビアおよびペルー国民に対する入国ビザを廃止し、域内4カ国で滞在180日までのビザなし入国が可能となった。また、ペルー政府はチリ、コロンビア、メキシコの国民に対し、商用ビザの発給を免除することを決定している。

■オブザーバー国の数は20カ国まで拡大

太平洋同盟は開かれた統合体として後からの新規加盟を歓迎しているほか、オブザーバー参加も認めている^(注)。オブザーバー国となるには、議長国にオブザーバー参加を申請し、太平洋同盟閣僚評議会の承認を得る必要がある。オブザーバーは招待された首脳会合、閣僚会合に参加することが可能だが、議決権はない。

2013年7月時点のオブザーバー国のうち、コスタリカとパナマは加盟国候補として承認されている。候補国が正式加盟国となるには、候補国となってから原則として1年以内に全正規加盟国とのFTA締結を実現する必要がある。コスタリカは2013年5月22日、コロンビアとのFTAに署名し、対ペルーFTAは同年6月に発効したため、近く正規加盟国になる見通し。パナマもコロンビアとのFTA交渉を再開し、メキシコともFTA交渉開始に合意しており、正規加盟に向けて動き出している。

(注) オブザーバー国はコスタリカ、パナマ、オーストラリア、カナダ、グアテマラ、日本、ニュージーランド、スペイン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ホンジュラス、パラグアイ、ポルトガル、ドミニカ共和国、中国、韓国、米国、トルコの20カ国(2013年7月末時点)。

(2) 米国のFTA戦略

■米国のFTAは雇用重視

米国は1985年のイスラエルとのFTAを皮切りに、これまで20カ国との間で14件のFTA、複数の途上国向け特惠協定を締結している。現在交渉中のFTAは、2010年に交渉を開始した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定およびEUとの包括的な貿易投資パートナーシップ、いわゆるTTIPの計2件である。

米国政府は、貿易や投資の自由化は次の点で有益であると具体的に説明している。すなわち、①消費者に低価格のモノを提供することができる、②企業の輸出や投資機会を増大させる、③低価格の原料輸入により企業の生産性を向上させる、④外国からの投資が国内企業の技術革新と競争力強化をもたらす、⑤労働者に新しい雇用を創出する、⑥開発途上国の経済成長を促進する、⑦開発途上国を貧困から解放し民主主義を拡大させる基礎を提供する、という点である。

特に現在の米国にとって、最も重視されている貿易の意義は雇用創出である。日本を含めた他国において貿易の意義をこれほどまで強調して雇用に結び付けている例は無い。

米国通商代表部（USTR）によると、2012年の米国の財とサービスの輸出は合計で約2兆2,000億ドルと世界一の規模だったが、その輸出は米国で980万人の雇用を支えている。つまり10億ドルの輸出ごとに約4,500人の雇用を支えていることになる。また、製造業による輸出は、製造業雇用の20%に相当する240万人の職を支えている。農産物輸出は2011年に92万3,000人の雇用を支えたが、これは農産物輸出10億ドル毎に6,800人の雇用を支えたことになる。さらに輸出に関連する職種の賃金は、全米平均を13~18%上回っている。このようにオバマ民主党政権において、米国では貿易と雇用創出を強く結び付ける考えが主流となっている。

■TPP、EUとのFTAが焦点に

USTRは3月1日、2013年の大統領通商政策課題報告書を議会に提出した。オバマ大統領の1期目では、韓国、コロンビア、パナマとの各FTA発効およびロシアのWTO加盟に伴う同国への恒久的正常貿易関係（PNTR）の付与などが実現した。2013年から始まった2期目は、TPP交渉の推進とEUとのFTA交渉に注力する方針だ。そして、これらの交渉を円滑に進めるため、プッシュ政権末期の2007年に失効したままの大統領貿易促進権限（TPA）の取得に向けて議会と協議するとしている。

報告書では冒頭で「雇用を支える貿易の拡大」と、やはり雇用問題を最優先課題として取り上げた。輸出促進

で米国内の雇用を支えるという目標に変わりはない。それを象徴するのが「国家輸出イニシアチブ（NEI）」の推進だ。NEIは2010~14年の5年間で米国の輸出額を倍増し、200万人の雇用を支えることを目標としている。報告書は2012年までの成果として、2009年比で輸出額が39%増加して100万人以上の雇用を支えたとしている。しかし目標期限の残り2年間で輸出倍増を達成するには、最低でも年20%の増加が必要であり、容易な状況ではない。

オバマ政権の優先課題の2番目には「野心的な合意に向けたTPP交渉の推進」が挙がっている。また、オバマ大統領が2013年2月12日の一般教書演説で宣言したとおり「EUとのFTA（TTIP）交渉の開始」も優先順位が高まり、6月17日の米EU首脳会議を経て正式な交渉開始が決定した（第1回交渉は7月8日に行われた）。TPPでは、メキシコとカナダが交渉に加わったことによって、オバマ大統領が2008年の大統領選挙戦で公約した「北米自由貿易協定（NAFTA）の見直し」が再度注目を集めている。協定のどの分野をどう見直すかについての言及はない。交渉のスケジュールについては、2013年中の完了を目指して努力することになっているが、米国の通商専門家には「難しい」と指摘する声が多い。

EUとのTTIPに関しては、モノ、サービス、投資の市場開放に加えて、非関税障壁の削減が焦点になる。TTIP締結の暁には、米EU両域内全体で数百万人の雇用を支え、米国と欧州の緊密な戦略的関係をさらに強固にするとの点が、同報告書や2月の大統領一般教書演説でも強調された。2014年末までの交渉合意を目指している。

■今後のFTA交渉はTPAとTAAが鍵に

これらFTA交渉を円滑に進めるには、大統領（政権）が議会から大統領貿易促進権限（TPA）を付与されることが望ましい。TPAが付与されていれば、政権による他国との交渉結果は、議会では内容を修正することができず、承認か否認のいずれかの採決しか行えない。これによって交渉相手国からの米国の信頼性が高まり、交渉も順調に進むとされているからだ。TPAについて前述の大統領通商政策課題報告書は、「市場開放に向けた交渉の妥結、承認、発効を促すため議会とTPAについて協議していく」としている。

またもう一点、議会との協力が必要な案件として、2013年末が期限となっている貿易調整支援（TAA）の延長が挙げられる。TAAは、貿易の影響で失業した労働者を対象に、転職に必要な技術訓練の機会などを提供する制度で、連邦予算でまかなわれる。韓国、コロンビア、パナマとのFTA法案が議会審議にかけられた際、TAAがなければ審議を進めないとするオバマ政権・民主党と、TAAは連邦財政を圧迫するため認められないとする共

和党が対立し、議会審議が停滞した経緯が過去にある。オバマ政権にとっては有権者への配慮からTAAは非常に重要な支援制度である。

■ FTAの利用は着実に増加

米国のFTA利用率は2012年で43.8%だった。FTA別にみると(図表II-18), 2012年に利用率が上昇したFTAは、16件(14件のFTAと2件の特惠)中6件(イスラエル, NAFTA, ヨルダン, オーストラリア, AGOA, ATPA)となっている。ヨルダンは近年に主力のアパレル製品の関税撤廃が進んだことで、過去3年のFTA利用率が急上昇し、2012年には米国が締結するFTAの中では利用率が最高の87.6%となった。他には、チリ、バーレーンが利用率60%を超えた。NAFTA(カナダ, メキシコ)は、発効時に米国の輸入関税が最恵国待遇(MFN)ベースで有税だった鉄鋼、紙・パルプ、一般機械、家具などの品目の多くが無税化された結果、利用率は徐々に低下し、過去数年5割前後で安定して利用されている。

逆にシンガポールは当初から利用率が極端に低いが、これは米国のシンガポールからの輸入品の約9割が有機化学品、一般機械(特にPCや半導体製造装置などIT製品)、電気機器、光学機器、医薬品となっていることによる。これらの輸入品はWTOのITAによって関税が不賦課であったり、WTOの化学品ハーモナイゼーションによって、関税が撤廃もしくは相当程度に低減されていてFTAを使う必要がないからだ。シンガポールとのFTAの場合は、むしろ米国によるシンガポールの金融などサービス市場への参入が成果として強調されている。

■ 活発な利用がみられる米韓FTA

2012年3月に発効した米韓FTAは、米国がこれまで締結したFTAの中で、NAFTAの次にその貿易規模が大きい。2012年の米国の対韓輸入額は2011年に比べて微増にとどまったが、FTAについてはすぐに効果が出始めている品目が多数ある。

米国国際貿易委員会(USITC)によるFTA利用率統計(図表II-19)の詳細をみると、米国の対韓輸入における米韓FTA利用率は、発効初年度の2012年(4月以降)で24.8%だったが、2013年第一四半期では22.9%と横ばいだった。品目別では、プラスチック、ゴムなどの関税削減が発効初年度に実施されたことから、これらの品目では利用率は80%前後となった。米韓FTA発効前のこれらの平均関税率はプラスチックで5.2%、ゴムで3.8%と決して高くはなかったが、FTAによって対韓輸入の場合は平均関税率がゴ

図表II-18 米国におけるFTAの利用状況(輸入)

(単位:100万ドル, %)

相手国・地域	発効年	輸入総額		FTA利用率	
		2011年	2012年	2011年	2012年
イスラエル	1985年8月	23,027	22,134	11.6	13.3
カナダ (NAFTA)	1994年1月	316,511	324,246	49.2	52.1
メキシコ (NAFTA)	1994年1月	263,106	277,653	50.9	51.0
ヨルダン	2001年12月	1,061	1,156	82.1	87.6
シンガポール	2004年1月	19,111	20,224	5.4	4.8
チリ	2004年1月	9,069	9,381	61.7	60.3
オーストラリア	2005年1月	10,240	9,536	28.6	35.0
モロッコ	2006年1月	995	933	20.3	17.8
バーレーン	2006年8月	518	701	62.9	60.6
オマーン	2009年1月	2,209	1,354	62.7	40.7
ドミニカ共和国・中米諸国(DR-CAFTA)	2006年3月～09年1月(順次)	28,039	30,947	42.1	40.4
ペルー	2009年2月	6,236	6,426	44.6	37.9
韓国	2012年3月	-	44,163	-	24.8
コロンビア	2012年5月	-	13,760	-	25.4
パナマ	2012年10月	-	109	-	3.6
小計		680,121	762,723	46.9	46.5
アフリカ成長機会法 (AGOA)		72,276	47,807	23.8	26.6
アンデス貿易特惠法 (ATPA)		38,975	40,544	4.7	12.5
合計		791,371	851,074	42.7	43.8

[注] ①DR-CAFTA: コスタリカ, エルサルバドル, グアテマラ, ホンジュラス, ニカラグア, ドミニカ共和国
②2012年に発効したFTAは、発効月の翌月以降の輸入総額とした(韓国4月以降, コロンビア6月以降, パナマ11月以降)。
[資料] 米国国際貿易委員会(USITC)から作成

ムで0.1%、プラスチックで2.5%と低減したことからFTA利用率が一気に高まったといえる。

米国の対韓輸入品目と対日輸入品目は、それぞれ車両・同部品、電気機器、一般機械が三種の神器となっているなど非常に似通っている(図表II-20)。ゴムやプラスチックは対日輸入の上位品目でもある。これらの競合製品においてFTAの有無は大きな価格競争力の差となって両国の対米輸出実績に影響しよう。また、日本、韓国の最大の対米輸出品である車両・同部品については、米韓FTAにおける米国の対韓輸入の際の利用率は2012年で19.1%、2013年第一四半期でも18.9%にとどまっ

図表II-19 米国の対韓国輸入の品目別FTA利用率

(単位:100万ドル, %)

HSコード	品目名	2012年Q2~Q4		2013年Q1		2013年米韓FTA適用平均関税率	2012年MFN平均関税率
		対韓輸入額	FTA利用率	対韓輸入額	FTA利用率		
87	車両・同部品	11,405	19.1	4,014	18.9	0.8	4.5
85	電気機器	9,483	12.6	3,487	10.8	0.1	3.5
84	一般機械	8,386	24.0	2,456	23.0	0.2	3.5
27	鉱物性燃料	1,957	54.0	569	43.8	0.0	6.5
73	鉄鋼製品	2,073	8.4	668	10.5	0.2	4.8
40	ゴム	1,609	78.9	471	80.1	0.1	3.8
72	鉄鋼	1,165	3.8	365	3.0	0.1	3.3
39	プラスチック	1,115	80.2	381	79.7	2.5	5.2
29	有機化学品	1,006	16.3	303	24.1	0.5	5.7
90	光学機器	671	22.7	237	23.7	0.0	3.0
	対韓輸入額合計	44,163	24.8	15,019	22.9		

[資料] 米国国際貿易委員会(USITC), 米国商務省から作成

図表Ⅱ-20 米国の対日輸入実績

(単位：100万ドル)

HSコード	品目名	2012年	2013年Q1
		対日輸入額	対日輸入額
87	車両・同部品	51,381	12,087
84	一般機械	34,037	7,818
85	電気機器	20,031	4,468
90	光学機器	6,856	1,695
88	航空機・同部品	3,259	948
29	有機化学品	3,250	1,019
73	鉄鋼製品	2,884	578
40	ゴム	2,712	637
98	特殊分類品	2,587	554
39	プラスチック	2,319	546
対日輸入額合計		146,388	34,324

〔注〕網かけ部は米国の対韓輸入上位10品目でもあるもの。

〔資料〕米国商務省統計から作成

いるが、米韓FTAでは米国の自動車関税の2.5%は発効後5年目で撤廃、トラック関税の25%は10年目で撤廃されるため、今後FTA利用率の大幅な拡大が見込まれている。

(3) EUのFTA戦略

■雇用成長政策としてメガFTA交渉へシフト

EUは全方位的にFTAを展開しているが、2006年の通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」の発表以降、特にアジアとのFTAを積極的に推進してきた。韓国、ASEANとは2007年5月に、インドとは同6月に交渉を開始した。背景には、それまでEUの成長を支えてきたEU拡大が一段落し、EU域外、特にEUのFTA空白地帯だったアジア市場に目を向ける必要性が生じたという事情がある。

しかし、これまでFTAの締結・発効（暫定適用）に至ったのは韓国のみ。ASEANとの交渉は当初ASEAN全体と行っていたが、2009年に交渉を中断、個別国との交渉に切り替えられた。シンガポールとの交渉は終了したが、協定文は調整中で、仮調印にも至っていない。マレーシアとの交渉は2012年4月の交渉会合以降、下院選を理由に事実上中断していた。ベトナム、タイとの交渉はまだ始まったばかりだ。加えて、インドとの交渉は、毎年、年内の交渉妥結を目指すと言及しているが、EUの目指すハイレベルなFTAとインド側の認識とのギャップなどを背景に6年を経てなお妥結点を見出せていない。EU側は加盟国からの権限付与（マニフェスト）に基づき交渉を行っているため、必ずしも個別の問題に柔軟な対応をとることができないことも、アジア諸国とのFTA交渉が停滞する一因となっている。

そこでEUは、より高度なFTAを結ぶことができ、経済効果も大きい交渉相手として、先進国とのFTAに着手し始めている。欧州委員会が2012年7月に発表した、先進国との主要国との貿易投資の進捗状況をまとめた報告書「成長の外部要因」では、日米など主要パートナーと

のFTAこそ経済効果も大きく、雇用創出にもつながると強調した。その上で、現在進行中の交渉に加え、日米などとFTAを結ぶことで、GDPのおよそ2%相当の経済効果が生まれるとしている。先進国とのFTA交渉でこそ、高い水準でのやりとりが可能となり、かつ経済規模も大きいいため、高い経済効果が得られるとの考えだ。債務危機に苦しみ財政発動の余地の少ない欧州にとって、先進国とのFTAは「最も安価な経済刺激策」として重視されるようになってきている。

2009年5月に開始したカナダとの包括的経済貿易協定(CETA)の交渉は大詰めを迎えている。農産品の関税や地理的表示、政府調達やサービスなどで意見の食い違いが残っており、閣僚レベルを含め最後の調整が続く。日本とのEPA/FTAについても、長年の下準備を経て2013年4月に交渉を開始した。米国との包括的な貿易投資パートナーシップ、いわゆるTTIPについても、同6月のG8首脳会議に際して行った米EU首脳会議で、交渉開始を表明し、7月に第1回交渉会合を開催した。

先進国の関税は、農産品を除きWTO交渉によっておおむね低くなっているため、FTA交渉の焦点は非関税障壁・規制問題となる。例えばTTIPをめぐることは、交渉開始に先立ち2012年10月に米EU間の規制問題に焦点を当てて意見公募がなされている。2013年4月にワシントンD.C.で開催された米EU高級規制協力フォーラムの公開会合は、事実上欧米産業界がTTIPでの取り扱いを求める規制問題を表明する場となった。同フォーラムで欧州委員会高官は、TTIP交渉開始後もTTIPでの米EU規制問題の取り扱いについて、意見公募を行う意向を示した。既に多くの団体がEU、米国それぞれの規制問題を指摘しているが（図表Ⅱ-21）、今後産業界によるロビイングはさらに活発化するものとみられる。

これまでも議論されてきた規制問題をTTIPに組み込むことにどのような意義があるのか。一つは、法的拘束力のある約束として盛り込むことで、問題改善の確実性を高めることができる。EUにとっては、自動車、電子機器などの非関税障壁約束を取り付けた韓国とのFTAが成功体験となっている。さらに、これまで規制問題へ取り組む上で課題とされてきたハイレベルな政治的支持については、TTIPを基盤とすることで、より強固なものが期待できる。EU韓国FTAでは分野別にさまざまな委員会、作業部会が設けられており、定期的に会合が開かれているが、これらの枠組みを通じてタイムリーな問題改善が図られており、欧州では高く評価されている。

さらに、規制問題に取り組むため、議会の関与を高める必要性も指摘されてきた。立法的な改定が必要な場合があるほか、規制当局はしばしば政府から独立の機関と

図表II-21 各団体の指摘するTTIPの問題点・提言リスト

団体名	分野	問題点/提言
欧州：欧州自動車工業会（ACEA）， 米国：米自動車政策評議会（AAPC）	自動車	双方で合意した五つ程度の標準の相互承認をパイロットプロジェクトとして実施
欧州：欧州自動車部品工業会（CLEPA）， 米国：米国自動車部品工業会（MEMA）	自動車	電気自動車（EV）など新規規制の両国・地域間の調和を目指すべく、規制の基礎を形成するための共同のプロセスを策定する可能性を模索
欧州：欧州化学産業連盟（Cefic）， 米国：米国化学工業協会（ACC）	化学品	規制アプローチの調整のため、新規制定の際の諮問、協力のメカニズム構築
医療機器団体（欧州：COCIR，米国：MITA）	医療機器	製造者品質管理制度の監査の相互承認
医療機器メーカー	医療機器	EU法上ある加盟国で医療機器の登録が認められれば他の加盟国でも販売できるはずだが、実際には他の加盟国でも改めて登録が必要な場合があり、要改善
医薬品団体（欧州：EFPIA，米国：PhRMA）	医薬品	製造管理基準（GMP）、臨床試験実施基準（GCP）順守評価のための査察の相互承認
米国冷凍食品協会（AFFI）	食品	国際的に広く認められている添加物の使用制限、警告ラベル貼付義務の緩和
米全国精製協会（NRA）	SPS（注）	バイオ燃料用として需要の多い獣脂の第三国からの輸入を禁じている
米国食肉協会（AMI）	SPS	肉製品の病原体低減措置（PRT）が禁止されている。現在乳酸によるPRTの承認手続きが進められているが、煩雑で時間がかかる
トウモロコシ精製業協会（CRA）	SPS	残留農薬基準、特定汚染物質の許容値の相互承認の可能性
全米豚肉生産者協議会（NPPC）	SPS	EUは塩酸ラクタミンを使用した豚肉の輸入を禁止しており、EUに輸出するには、使用していないことを証明するため「EU向け豚肉プログラム」に参加する必要
米国損害保険協会（PCIA）	保険 サービス	同等性評価など議論のための常設フォーラム（米EU規制当局に加え米国の州当局も関与）

[注] SPS：衛生植物検疫措置

[資料] 2012年10月米EU規制問題意見公募、2013年4月フォーラム提言および2013年5月パブリックコメントより作成

して位置付けられているために、政府よりも予算を掌握する議会の声を通りやすいためだ。

この点、米欧ともFTA妥結には議会の同意が不可欠で、必然的に議会の関与を求めなければならない。また、欧州議会の国際貿易委員会（INTA）のモレイラ委員長は4月に米議会を訪問した際、環大西洋立法対話（TLD）を提案した。議会の関与を強める試みとして注目される。遺伝子組み換え規制など妥結へ向けたハードルは高いが、その分高度な協定への期待も高まる。

■ ASEANなどには一般特惠関税(GSP)改革で圧力

EUは2014年1月からGSP制度を大幅に刷新する。先進国とのFTA交渉に重点を置きつつある一方で、ASEANなど途上国に対しては、GSPに基づく特惠をなくすことで、FTA交渉妥結を促す意図がある。

GSP制度改正の最も大きな変更点は、対象国が半減することである（図表II-22）。改正の主たる目的は、途上国の発展度合にも大きな差がみられるようになってきたことから、より貧しい国に特惠を集中させるという点にある。さらに、既に一定の発展を遂げている国については、GSPという一方的な特惠から、FTAという互恵的な特惠に転換を促すということも目的としている。特惠には相応の対価を求めるという方針である。GSPの対象から除外された国は、EU向け輸出の特惠を維持するにはFTAを結ばざるを得ない。

GSP改革がEUとのFTAの方針を転換させた最も顕著な例はタイである。タイは当初EUとのFTAに消極的だった。さまざまな要因があるが、理由の一つがタイからの輸出にはGSPに基づく特惠が認められていることだ。これにより、タイはFTAによらずとも、一定の特惠を受けることができた。しかし、2014年1月から施行されるEUの新しいGSP制度の下では、タイは2015年1月から特惠対象から外れることが確実となっている。このことを認識したタイ政府は、交渉開始に必要な国内手続きを加速させ、2013年3月の交渉開始表明にこぎつけた。第1回交渉は5月に行われたばかりで、2015年1月までの発効は事実上不可能なため、一定期間通常の関税が課せられることは避けられないが、EUの政策が功を奏した例といえる。

図表II-22 2014年以降のEUのGSP対象国リスト

対象外となる国・地域	対象国・地域
<ul style="list-style-type: none"> ・高所得国・地域（8） サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン、ブルネイ、マカオ ・中高所得国・地域（12） アルゼンチン、ブラジル、ロシア、カザフスタン、マレーシア など ・FTAなど他の特惠付与国・地域 アルジェリア、エジプトなど地中海6カ国、CARIFORUM諸国、経済パートナーシップ協定の市場アクセス規則の対象国（ガーナ、カメルーンなど）、東南アフリカ諸国、メキシコ、南アフリカ共和国 など ・海外県・海外領土（OCT）（33） 	GSP対象国・地域（40） 中国（※）、コロンビア、コスタリカ、エクアドル（※）、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、モンゴル、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、スリランカ、シリア、タイ（※）、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム など 武器類以外全て（「EBA」）無税対象国・地域（49） 後発開発途上国（LDC）諸国（アフリカ33カ国、アジア10カ国、太平洋諸島5カ国、ハイチ） ※ただし、モルディブは2015年1月から対象外となる見込み

[注] ※印の国（中国、エクアドル、タイ）は2015年1月から対象から外れる見込み。

[資料] 欧州委員会資料から作成

このほかに2013年5月の選挙前は事実上交渉が停止していたマレーシアについても、2014年1月からGSPの対象外となることから、選挙後はFTA交渉により積極的になる可能性がある。とはいえ、サービスや外資の規制、自動車産業保護政策、政府調達におけるプミプトラといわれるマレー人優遇政策など課題は多い。

加えて、GSP対象国だけでなく、GSP原産地規則における累積制度の適用にも大幅に絞り込みがかけられていることに注意する必要がある。これまでは既にGSP対象国ではないシンガポールを含め、GSPの原産地認定に当たりASEANでの累積が認められていた。しかし、2014年1月からのGSP新制度では、原産地規則にも改正が施され、ASEANでの累積が認められるのは、特惠対象国に限定されることとなった。これによりシンガポールだけでなく、マレーシア、また2015年からはタイも累積の対象から外れる。従って、例えばタイからEU向けに輸出を行っている企業が特惠を維持するために、最終工程のみをインドネシアに移し、そこからEUに輸出するということも困難になる。それでは原産地規則を満たすことができないためだ。そこで、ASEAN各国ごとのFTAだけでなく、ASEAN全体とのFTA妥結もより強く必要とされることになる。

■ EU経済圏は地中海にまで広がる

EUはアジア諸国、先進国とのFTA交渉を進める一方、近隣諸国においてはFTAを通じたEU基準の拡散を目指す。既にFTAを含む連合協定を結んでいる地中海諸国とは、高度かつ包括的なFTA (DCFTA) の交渉を開始する。DCFTAにはサービスなど連合協定では取り上げられなかった規定やEU基準の採用なども盛り込まれる。また、東方パートナーシップ対象国（東方のロシア除く旧

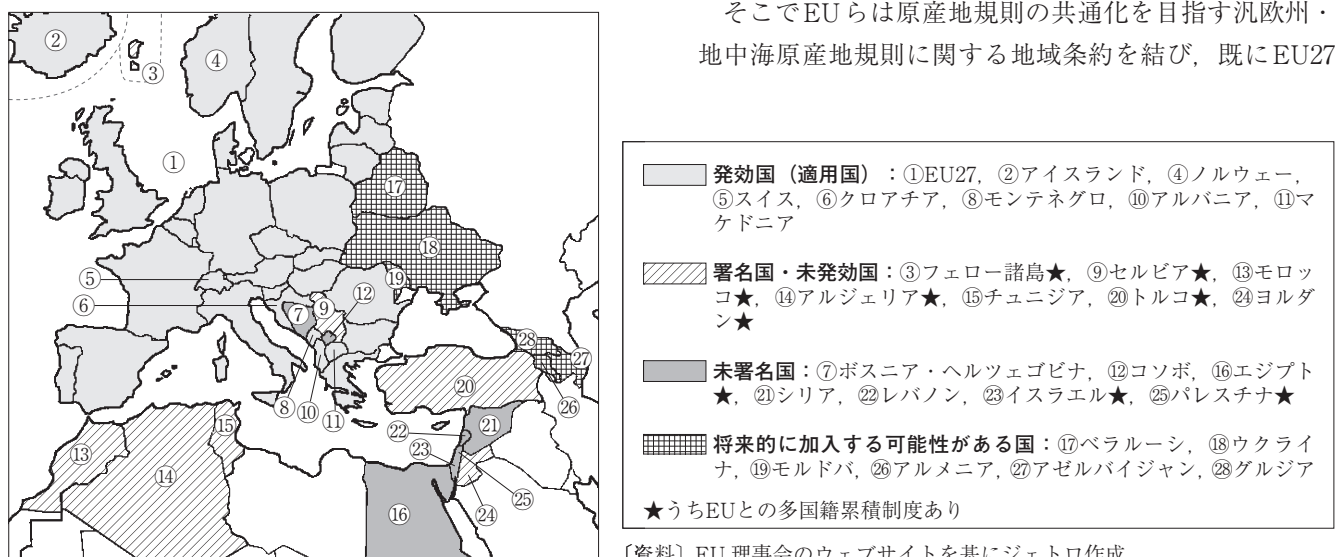
ソ連諸国）とはDCFTAを含む連合協定の交渉を進めている。既にウクライナとの交渉は終了しており、妥結した協定案をみると、国家援助規制を含む競争法についてEU法の採用が求められているほか、マネーロンダリング含む金融サービス規制などさまざまな分野でのEU規制の採用が義務付けられている。

また、原産地規則という観点からは、既にEU含む欧州、および地中海諸国は、一大生産圏を形成している。既に同地域では数多くのFTA網が張りめぐらされているが、これがFTAだけであれば、結び付きは線にとどまる。しかし、EU、EFTA、旧ユーゴスラビア諸国、地中海諸国は汎欧州・地中海原産地制度を形成しており、一部の国・地域間では原産地累積が認められている。例えば、モロッコから原材料を輸入し、トルコで加工、EUへ輸出するとする。累積制度が導入されていることにより、モロッコからの原材料も原産品としてトルコ原産品の認定に加えることが可能となる。原産地規則が付加価値基準であれば、EUでのトルコ原産認定に際して、トルコでの付加価値に、モロッコ産原材料の価値が累積される。このように、累積を導入することでFTAの線での結び付きにとどまらず、欧州・地中海地域はいわば面として機能する。具体的には原産地規則の充足が容易となるため、域内での貿易が促進される。現在アジアではRCEPの締結が議論されているが、RCEPが目指すものはまさにこのような機能であるといえよう。

従来はEUと地中海諸国との累積原産地制度は、二国・地域間で個別に結ばれる議定書に基づいて運用されていた。そのため、累積原産地制度の導入には、各国・地域別に議定書を結ぶ必要があり、かつ議定書を結んだ国・地域同士でしか適用されなかった。EUとの協定は相当数の国が結んでいるものの、EU以外の第三国間で累積が認められないことが課題であった。

そこでEUらは原産地規則の共通化を目指す汎欧州・地中海原産地規則に関する地域条約を結び、既にEU27

図表II-23 汎欧州・地中海原産規則に関する地域条約の状況



を含む34カ国で発効している（図表Ⅱ-23）。同条約に加入すれば、二国・地域間の議定書締結を待つことなく、いずれの当事国・地域とも累積が適用されることになる。今後は対EU輸出だけでなく、より広範囲で累積が認められることが期待される。

(4) 東アジア各国・地域のFTA戦略

■ ASEAN経済共同体の進捗と課題

東アジアの広域経済圏形成の取り組みが加速している。その動きの中心にあるのがASEANである。ASEANはRCEPを提唱するとともに、2015年末までの「ASEAN共同体」創設を掲げる。ASEAN共同体の核となるのがASEAN経済共同体（AEC）である。AECは世界で最も進んでいると評される域内生産ネットワークを生かすべく、単一の生産基地となることに狙いを定めていることが特徴といえる。そのために関税の撤廃だけでなく非関税障壁の撤廃を掲げ、例えば基準・認証分野では、製品規格の相互承認だけでなく一部の品目でASEAN統一基準の採用も目指している。

2015年末の完成に向けて、2007年にASEAN事務局によって採択されたロードマップ「AECブループリント」は2013年現在、設定された4期間の第3フェーズにある。事務局の自己評価によれば第2フェーズまで（2008～2011年）の達成度は、2012年4月時点で67.5%、2013年5月時点のアップデートでは77.8%と、必ずしも順調とはいえないが確実に漸進はみられる。

AEC実現に向けたポイントとしては、①貿易障壁だけでなくサービスや投資の自由化にまでどの程度踏み込んでビジネス環境整備を進められるか、②加盟国間で格差のある港湾環境や物流網などハードインフラの整備、③ビジネスの変化に遅れをとらないスピード感、④巨大中間層を持つ単一市場の実現などが挙げられる。

RCEP交渉は、AEC実現に向けた優先項目の一つであり、同じく2015年末までの交渉完了を目指している。RCEPの域内貿易比率は43.2%と、北米自由貿易協定（NAFTA）やTPPを上回り、域内の生産ネットワークの結び付きの高さを示している（図表Ⅱ-24）。過去2年間は、同比率は横ばいであるが、RCEP締結により押し上げられる可能性はある。

ASEAN10カ国の中で、TPPに参加しているのは、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの4カ国。他のASEAN加盟国では、タイ・インラック首相が2012年

11月にTPP交渉に参加の意向を表明したほか、関心を示している国もあるが、対外FTA政策においては温度差があるのが現状である。TPP参加、非参加にかかわらず、ASEAN各国はそれぞれ自由に対外関係を構築できるとするのが各国の基本的な立場である。

■ FTA交渉を加速させる韓国と中国

韓国と中国は2012年5月に二国間FTA交渉を開始し、2013年4月までに5回の交渉会合が実施された。交渉入りに当たっては2年以内に交渉妥結を目指す意向を示している。交渉会合では、一般品目の関税を協定発効10年以内に、センシティブ品目についても発効から10年後にそれぞれ撤廃することで合意している。仮にセンシティブ品目を含め10年以内の関税撤廃が達成されれば、かなり高度な内容といえるが、特に農水産業は両国とも保護したい意向を示している。2013年4月の第5回会合では両国は、交渉の勢いを維持し、まずは早期に物品、サービス、投資など分野ごとのモダリティ（交渉の枠組み、進め方）合意を目指すことを確認した。

韓国にとって、中国との二国間FTA締結が実現すれば2003年の「FTA推進ロードマップ」採択以降、積極的に進めてきたFTA政策の一つの到達点となる。既に発効しているASEAN（2007年）、EU（2011年）、米国（2012年）と合わせて、輸出相手上位4カ国・地域とのFTA網が完成することになる（図表Ⅱ-25）。2013年4月に韓国政府が発表した対外経済政策の中では「韓中FTAは、中国との技術格差縮小などを勘案して引き続き交渉を進める一方で、農水産業などのセンシティブな分野を保護する」との基本方針が示されている。

中国にとって、韓国はEU、米国、ASEAN、日本に次ぐ貿易相手であり、二国間FTAの早期妥結への期待が高

図表Ⅱ-24 主要地域の域内貿易比率の推移

（単位：％）

		1980年	1990年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
アジア	RCEP	33.2	33.0	40.6	43.0	44.1	43.7	43.2
	ASEAN	15.9	17.0	22.7	24.9	24.6	24.3	24.5
	ASEAN+中国	14.9	15.8	20.1	20.7	20.7	20.6	21.2
	ASEAN+韓国	15.1	16.1	22.4	23.2	23.9	23.9	24.5
	ASEAN+インド	15.1	16.5	22.3	23.8	23.4	23.1	23.1
	ASEAN+日本	23.4	21.7	26.4	26.0	26.7	26.6	27.1
	日中韓	10.3	12.3	20.3	23.7	22.1	21.3	20.2
米州	NAFTA	33.2	37.2	46.8	43.0	40.0	39.9	40.2
欧州	EU27	57.5	65.4	65.1	65.0	64.9	64.4	63.3
日EU		52.6	61.4	59.8	60.5	59.2	58.8	57.4
APEC		57.5	67.5	72.3	69.2	67.0	65.5	65.8
TPP		44.0	50.8	53.9	47.0	41.9	41.3	42.0
米EU		55.0	61.3	57.9	58.7	57.0	56.6	55.0

〔注〕①RCEPはASEAN10カ国および日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド。

②TPPは日本を含む12カ国ベース。

③域内貿易比率（往復）は、（域内輸出額+域内輸入額）/（対世界輸出額+対世界輸入額）×100で算出。

〔資料〕“DOT, May 2013”（IMF）、台湾貿易統計から作成

図表Ⅱ-25 日本、韓国、中国のFTA進捗状況

(単位：%)

		日本 (発効年)		韓国 (発効年)		中国 (発効年)	
		輸出 輸入 構成比		輸出 輸入 構成比		輸出 輸入 構成比	
アジア 大洋州	ASEAN	発効済 (2008)	15.3	発効済 (2007)	12.3	発効済 (2005)	10.3
	インド	発効済 (2011)	1.0	発効済 (2010)	1.8	(APTA加盟国)	1.7
	オーストラリア	交渉中	4.4	交渉中	3.0	交渉中	3.0
	ニュージーランド	-	0.3	交渉中	0.3	発効済 (2008)	0.3
	モンゴル	交渉中	0.0	-	0.0	-	0.2
	日本	-	-	交渉中断中	9.7	-	8.5
	中国	-	19.7	交渉中	20.2	-	-
	韓国	交渉中断中	6.1	-	-	交渉中	6.6
	日本/中国/韓国	交渉中	25.8	交渉中	29.8	交渉中	15.1
	東アジア包括的 経済連携 (RCEP)	交渉中	46.9 (30.5)	交渉中	47.1 (33.1)	交渉中	30.4 (19.8)
	台湾	-	4.2	-	2.7	発効済 (2010)	4.4
	パキスタン	-	0.1	-	0.2	発効済 (2007)	0.3
	北米・ 中南米	米国	-	12.8	発効済 (2012)	9.5	-
カナダ		交渉中	1.4	交渉中	0.9	-	1.3
メキシコ		発効済 (2005)	0.9	交渉中	1.1	-	0.9
チリ		発効済 (2007)	0.7	発効済 (2004)	0.7	発効済 (2006)	0.9
ペルー		発効済 (2012)	0.2	発効済 (2011)	0.3	発効済 (2010)	0.4
コロンビア		交渉中	0.1	署名済 (2013)	0.2	共同研究	0.2
コスタリカ		-	0.1	-	0.1	発効済 (2011)	0.2
欧州		EU	交渉中	9.8	暫定発効 (2011)	9.3	-
	EFTA	-	1.0	発効済 (2006)	0.9	-	0.8
	スイス	発効済 (2009)	0.7	(EFTA加盟国)	0.3	署名済 (2013)	0.7
	ノルウェー	-	0.2	(EFTA加盟国)	0.6	交渉中	0.2
	アイスランド	-	0.0	(EFTA加盟国)	0.0	署名済 (2013)	0.0
その他	トルコ	共同研究	0.2	発効済 (2013)	0.5	-	0.5
	環太平洋パートナ シップ (TPP)	交渉中	27.5 (19.0)	-	32.4 (15.0)	-	33.2 (26.2)
	湾岸協力会議 (GCC) 諸国	交渉中	10.8	交渉中	11.6	交渉中	4.0
FTAカバー率	発効済計	18.9	発効済計	35.3	発効済計	16.6	

[注] ①率は2012年の貿易統計に基づく。ASEAN各加盟国とのFTA締結状況は割愛した。

②RCEPおよびTPPの上段は対象国全体の構成比、下段はそのうちFTA未発効相手国の構成比。

③中国のFTAカバー率には香港、マカオは含めていない。

[資料] 各国政府資料、各国貿易統計から作成

まる。一方、中国の専門家の多くは日中韓FTAが東アジア域内経済協力の枠組みとして最も重要で優先度が高いと指摘する。国内産業の高度化を図る中国にとっては、日韓とのFTAを通じた産業構造の転換への期待が高い。また、日本の参加によって存在感を増すTPP、ASEANが提唱して交渉入りの実現したRCEPと、東アジアの広域FTA構想の具体化が進む中、主導権を確保したいという外交戦略的な意図からも、中国は日中韓FTAを重視していると目されている。

日中韓FTAより1年以上早く交渉入りした韓中FTAは日中韓より先に妥結し、発効する可能性が有力視されている。日本にとっては韓中FTAの発効により、特に中国市場において、電気機器、光学・精密機器、自動車部品などの産業分野で競合する韓国企業に、少なくとも一時的には市場シェアを奪われることが懸念される。

TPPについて中国商務部は2013年5月、「慎重な研究を踏まえ、平等・相互利益の原則に基づき、TPP交渉参加のメリットとデメリットおよび可能性を検討する」と

の立場を示した。先に加盟した国と同様に高水準の自由化義務を果たすのであれば中国のTPP参加も歓迎する、との米国商務次官発言を受けての表明とみられている。

韓国はTPPについては、2013年6月発表の「新通商ロードマップ」では「巨大市場の活用の可能性、国内への影響などを慎重に検討する」、「日米など、TPP交渉参加国との情報交換を強化する」と述べるにとどまった。

■香港はASEANとのFTA交渉へ

香港とASEANは2013年4月、FTA交渉を開始することで合意したと発表した。従来、香港はASEAN中国FTAへの加入を求めていたが、ASEAN側から香港との二地域間FTA交渉という対案を受け、これに応じた。

香港は、アジアでは中国との経済貿易緊密化協定、ニュージーランドとFTAを締結するのみである。このため香港を経由した中継貿易では、AFTAやASEAN+1のFTAを活用することはできない。ASEAN中国FTAに香港が加入すれば、中国もしくはASEAN域内で生産された商品を香港の物流拠点に貨物を一元管理し、必要なタイミングで再輸出するストック・オペレーションが可能になるという期待がビジネス界から挙がっていた。

一方、香港と同じく中継貿易拠点としての機能を持つシンガポールは、香港のASEAN中国FTA加入に難色を示していた。シンガポールは、同FTAが新規加入を想定しておらず、加入条項を協定に含まないという法的問題を指摘してきた。ASEAN中国FTAの改正では、第三国を商流において経由する取引を正式に認めた第2修正議定書(2011年発効)をめぐっても妥結に1年以上要しており、香港の加入を実際に進めた場合、相当な時間がかかることは必至であった。

ASEANと香港のFTAでは、ベトナム、ラオス、カン

ボジアなど香港から距離の近いASEAN諸国に活用の余地があるが、香港のASEAN中国FTA加入に比べるとビジネスへのインパクトは小さい。

(5) 日本のFTA動向

■大型FTA交渉の開始相次ぐ

FTAの大型化、広域化が世界的に進む中、2013年に入り、日本も大市場国・地域とのFTA交渉を相次いで開始した。2013年3月に日中韓FTA、4月に日EU・EPA/FTA、5月にRCEPの第1回交渉会合が、それぞれ実施された。さらに日本は2013年7月、TPP協定交渉の第18回会合より、12番目の交渉参加国として正式に交渉に加わった。日本政府も認識しているとおり、どの一つをとっても難しいものを同時に進めていくという困難な舵取りを求められるが、世界で大型FTA締結の流れが続く以上、日本としても貿易の大部分を占める主要国・地域とのFTAを進めることが不可避の状況である。

日本と主要国・地域との貿易額の変化をみると、日本の米国やEU向けの輸出の伸びは過去10年、中国や韓国に比べ小さい。FTA締結により、日本からアジアだけでなく、巨大市場である先進国向け輸出の拡大が期待される(図表II-26)。

広域FTAの重要性は、産業界も強く認識している。日本経団連は2013年4月に発表した「通商戦略の再構築に関する提言」の中で、「グローバルなサプライチェーンならびにバリューチェーンの円滑化」を通商戦略に必要な新たな視点の第1に掲げ、広域FTAを通じてこれを実現する必要があると指摘している。東アジアにおける日本企業の生産ネットワークの強化にFTAを活用すること

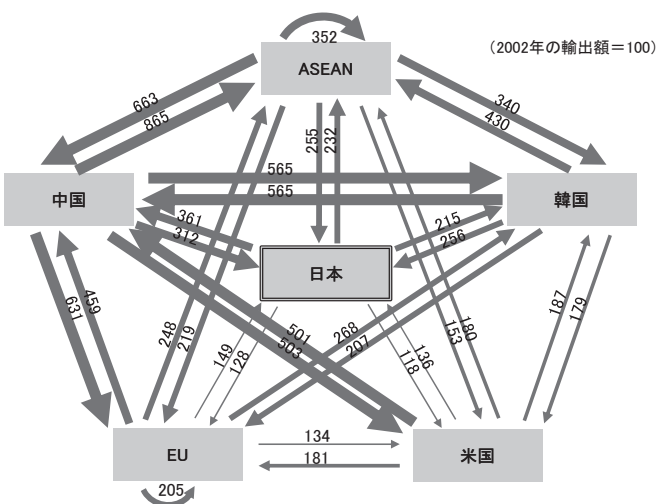
は従来から指摘されてきたが、経団連は「アジアを越えて欧米に達するわが国企業のサプライチェーン、バリューチェーンの実態に鑑み」TPP, 日中韓, RCEP, 日EUの四つの広域FTAを推進する必要があるとする。

■ビジネス界の期待の高い中韓とのFTA締結

日中韓FTAは2011年12月に取りまとめられた日中韓FTA共同研究の結果を受けて、2012年5月の日中韓サミットで年内の交渉開始に合意し、同11月に3カ国の経済貿易相会合にて正式に交渉開始が宣言された。第1回交渉会合では、3カ国の共同研究報告書に基づき交渉範囲の協議を進めることとなった。共同研究報告書からは、日中韓FTAの目指す方向性をおおまかに読み取ることができる(図表II-27)。まず、3カ国の貿易関係について、域内貿易比率がEUやNAFTAに比べて「低水準にとどまっている」(ピークは2004年の24.1%, 2011年ベースでは21.3%)ことを挙げ、「日中韓FTAが域内貿易をさらに促進し、地域全体に繁栄をもたらすという潜在的可能性を持つ」と指摘している。

物品貿易、サービス、投資といった自由化分野については、報告書では比較的慎重な記述が目立つ。物品貿易ではまず農林水産品について、FTAは3カ国の農林水産業の持続可能な発展に寄与することが重要であり、各国のセンシティブ品目に配慮すべきとする。鉱工業製品についてもFTAが域内製造業の生産ネットワークやサプライチェーンを拡大させるとともに、消費者が利益を得

図表II-26 日本と主要FTA締結・交渉相手間の輸出額規模



[注] 数字は2002年の輸出額を100とした場合の、2012年の輸出額(指数)。

[資料] “DOT, May 2013” (IMF) から作成

図表II-27 日中韓FTA共同研究報告書の概要

主な項目	概要・ポイント
全般	①包括的かつ高いレベルのFTA, ②WTOルールとの整合性, ③バランスの取れた利益, ④センシティブ分野への配慮, を基本原則に掲げる
物品貿易	農林水産業、製造業ともに各国のセンシティブ性に配慮。原産地証明は第三者証明が実現可能な選択肢
サービス	ネガティブリスト方式(日韓), ポジティブリスト(中国)方式を併記
投資	日韓は、日中韓投資協定を上回る水準を主張, 中国は柔軟性を要求
貿易の技術的障害(TBT)	協力および協議を通じて、三国間のTBT問題を適切に処理する
衛生植物検疫措置(SPS)	国際規格等を考慮に入れつつ、WTO・SPS協定の実施を強化
知的財産権	権利と義務のバランスを維持し、各国の国内状況に配慮
エネルギー・鉱物資源	日韓は貿易・投資を妨げる措置の防止, 中国は天然資源の持続可能な利用の確保を提言
漁業	日韓は違法漁業等に対する共同管理を提言
食料	FTAは食料問題に取り組むための新しいプラットフォームとなる
政府調達	中国はWTO政府調達協定の加盟交渉中であり、追加交渉に消極的
環境	代替エネルギー開発、海洋環境保護などの協力を促進

[資料] 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」(2011年12月)から作成

ることにつながるとしつつ、各国のセンシティブリティに配慮すべきとする。サービス、投資については、ネガティブ/ポジティブリスト形式の採用など自由化の程度に関して、特に日韓と中国との間で隔たりがあり、報告書では両論併記のかたちをとっている。

その他、日中韓FTAでは、エネルギー・鉱物資源、漁業、食料、環境といった課題についても隣接する三国の重要課題としての問題認識が高いことも特徴である。

WTOによれば2011年の中国の非農産品の単純平均関税率は8.7%、韓国は6.6%と、日本の2.6%に比べてかなり高い。韓国についてはEU韓国FTA、米韓FTAの発効で、既に日本企業は欧米企業に対し関税面で劣後している。また韓中FTAも日中韓FTAに一歩リードするかたちで交渉が進んでいる。ジェットロの平成22年度海外事業展開に関するアンケート調査（2011年3月）では、日本企業にとって、日本がどの国・地域とFTAを締結するとビジネスのプラスの影響を及ぼすかを尋ねたところ、中国が47.6%、韓国が29.5%といずれも高い回答率を集めた。日本企業にとっての、競合国企業との平等なビジネス環境の整備という観点から、日中韓FTAの着実な前進が求められている。

■日EU・EPA/FTAは「非関税障壁」の対応が争点

日本とEUのEPA/FTAは前述のとおり2013年3月に両首脳間が交渉開始に合意し、可能な限り早期の締結を目指すことを表明した。（図表Ⅱ-28）

欧州委員会は、各EU加盟国から日本との交渉権限を取得するために2012年7月、「交渉の指針」を公表した。同指針では、①「自動車分野を含めた日本側の非関税障壁の撤廃と並行してEU側の関税引き下げを実施する」という「パラレルリズム」の原則と、②交渉開始から1年後に「日本と合意しているロードマップで示された非関税障壁の撤廃や鉄道・都市内交通の公共調達で進展が不十分な場合は、交渉を中止する」という見直しの権利、といったEU側の条件を確認している。

交渉の指針の提示とともに欧州委員会は「EU・日本の通商関係に関する影響評価」レポートを公表している。レポートでは、①物品、②サービス、③公共調達などについて、日本への主な懸念とFTA締結への期待をまとめている。①物品では、医薬品に対する規制、自動車の技術規格とその適合性評価基準、医療機器分野の新製品導入の手続き、加工食品の規格の違いや通関手続きの煩雑さ、②サービスではとりわけ金融サービスや通信での不十分な競争政策、③公共調達では、鉄道分野の「安全注釈」に代表されるWTO政府調達協定の「制限的な解釈」によって調達機会が十分確保されていないことや、調達情報の公開が不十分であることなどが指摘されている。

図表Ⅱ-28 日EU・EPA/FTA交渉開始への道のり

年月	プロセス
2007年6月	民間共同研究のため、ジェットロにタスクフォースを設置
2008年7月	共同研究成果を福田首相（当時）およびバローゾ欧州委員長に提出
2009年5月	日EU定期首脳協議にて非関税措置への取り組みに合意
2010年4月	日EU定期首脳協議にて合同ハイレベルグループの設置に合意
2011年5月	日EU定期首脳協議にて「スコーピング作業」の早期実施に合意
2012年5月	EU外相（通商担当相）理事会にて「スコーピング作業」の終了を発表
2012年7月	欧州委員会がEU全加盟国に日本とのFTA交渉権限付与を求めることを決定
2012年11月	EU外相理事会が欧州委員会に対して日EU・EPA/FTAの交渉開始を承認
2013年3月	両首脳電話首脳会談にて日EU・EPA/FTAの交渉開始を決定
2013年4月	交渉開始（第1回交渉会合開催）

〔資料〕外務省、経済産業省資料から作成

非関税障壁について予想される内容はEU韓国FTAが参考になる。EU韓国FTAでは自動車、電気・電子機器、医薬品・医療機器、化学品について分野別の規定を設けている。それぞれEUが採用する製品規格の標準化促進を企図した内容が目立つ。自動車については、EUが主導して策定した安全基準に関する国際規格（国連欧州経済委員会（UNECE）の基準）の承認だけでなく、一定の基準項目では韓国が協定発効後5年以内に、UNECE基準に国内基準を調和させることを規定している。電機・電子機器については、EUの影響力が強いISO、IEC（国際電気標準会議）、ITU（国際電気通信連合）を安全基準・EMC（電磁両立性）規格の国際標準策定機関であると認めることなどが盛り込まれている。

■「ASEAN+1」FTAを面につなぐRCEP

RCEPは日中韓と同じく2012年11月の東アジアサミットの機会をとらえて交渉開始が宣言された。交渉開始にかかる共同宣言では、RCEPは「ASEANの枠組み」であることを冒頭にうたうなど、「ASEANの中心性」が強調されている。ASEANを中心とした東アジア地域の「ASEAN+1」FTA網（日本、中国、韓国、インド、オーストラリア・ニュージーランド）は、2010年に一応完成した。しかし産業界からは、企業の生産ネットワークが東アジア広域にわたって展開する現在においては、ASEAN+1のFTAでは十分に効率的な国際分業が達成できないと指摘されてきた。

例えば事例1のように（図表Ⅱ-29）、日本から基幹部品をASEAN域内に輸出し、ASEAN域内で加工した最終製品をインドに輸出するケースがある。日本からの輸出では日ASEAN・EPAまたは日本との二国間FTAを適用できても、日本で加えられる付加価値および加工度が

高い場合、付加価値35%かつ関税番号6桁変更基準というASEANインドFTAの厳しい原産地基準を満たすことができず、同FTAの適用とならない事例が報告されている。RCEPによって地域内で加えられる付加価値などの累積が認められれば、日本で基幹部品を生産するオペレーションが維持しやすくなる。

事例2は繊維産業の事例である。日ASEAN・EPAおよび日本とASEAN各国の二国間FTAのほとんどでは、繊維製品の品目別規則としてASEAN域内で生地が製造されることをFTA適用の条件としている。そのため、中国産生地を用いて縫製し輸出する場合はFTAの適用とならない。実際には在ASEANの日系縫製企業は生地の調達を中国に依存している場合も少なくない。RCEPで中国産生地の使用が可能になれば、日本や韓国など域内先進国向けの輸出環境が改善されるとの期待がある。

RCEP交渉開始に当たっては域内全16カ国が交渉のテーブルにつくことができたとはいえ、参加国間では統合のあり方について思惑の相違も垣間みられる。例えばインドでは、中国製品の流入が拡大し国内産業に影響を及ぼすという警戒感が強く、厳しい原産地規則を要求してくることが予想される。その反面、インドが強みとするサービス分野についてはASEAN内で自由化に消極的な国もある。今後はいかに参加国の合意を得られるかたちで、物品、サービス、投資の各分野で協定としての充実を図るかが、2015年末の妥結に向けた課題となる。

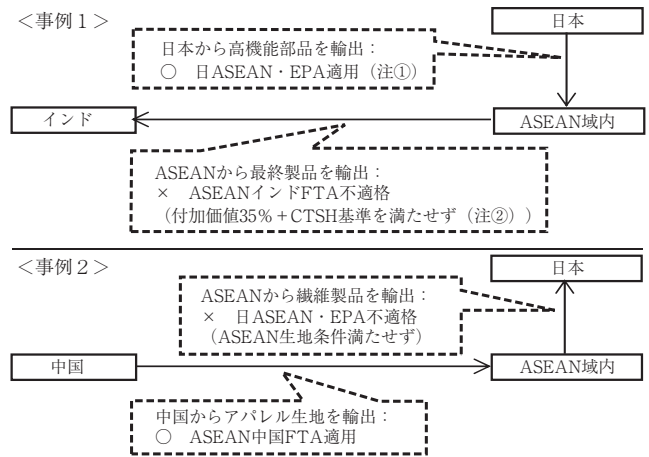
■大型FTAの日本の貿易への影響

日本は2013年7月マレーシアで開催された第18回TPP交渉会合の途中から12番目のTPP交渉参加国として正式に交渉に加わった。2010年10月、横浜APEC会合を前に当時の菅首相がTPP参加の検討を表明してから約2年半が経過し、途中参加という不利な条件を前提にして、今後日本がいかに交渉に臨むか注目される。

日中韓、日EU、RCEP、TPPという四つの大型FTAなど交渉中のFTAが全て発効すると、日本のFTAカバー率は貿易総額の8割を超える。政府も2013年6月発表の「日本再興戦略」の中で、「2018年までに、貿易のFTA比率70%を目指す」ことを掲げた。FTAカバー率を主要輸出入品目別にみると、現在交渉中のFTAごとの影響が大きい産業をある程度把握することができる(図表II-30)。

日本の輸出への影響をみると、まず自動車など輸送機器の輸出は、TPP参加国向けが全体の42.5%に達する。米国向け輸出が約3割を占め、自動車業界のTPPへの期待が大きい

図表II-29 「ASEAN+1」FTA網の不連続性の事例



[注] ①対象国・品目に応じて、二国間FTAまたは日ASEAN・EPAを選択。
 ②ASEANインドFTAの原産地規則(一般規則)は付加価値35%かつ関税番号6桁変更(CTSH)基準。
 [資料] ヒアリング結果から作成

ことが分かる。一般機械、電気機器、化学品、鉄鋼製品は、RCEPによって輸出のほぼ5割以上(うち中韓二カ国で約3割)がカバーされる。日本からアジア各地の生産拠点への中間製品、部品の供給が多くを占めている。日本は機械類の基幹部品や高機能素材といった高付加価値の中間財の生産基地として、アジアの生産ネットワークの中でも依然として核としての機能を持ち続けているといえる。対EU輸出は、一般機械、電気機器、化学品輸出で総額の1割を超えており、EU韓国FTA発効で韓国企業に関税面で劣後する品目の早急な是正が求められる。

日本への輸入上位品目については、鉱物性燃料、機械機器のほとんどは一般関税率が無税であるため、有税品

図表II-30 日本の貿易に占める主要FTA対象国・地域の比率

(単位：%)

	世界 (100万ドル)	発効済	中韓	EU	RCEP	TPP	合計
輸出	輸送機器	189,906	13.1	8.0	9.0	24.2	75.6
	一般機械	158,795	22.5	25.6	13.0	48.6	86.5
	電気機器	125,871	21.4	30.8	10.7	51.2	79.4
	化学品	101,907	15.8	38.6	10.1	54.1	79.3
	鉄鋼製品	54,955	33.0	36.2	2.8	67.6	86.8
	輸出総額	798,447	19.8	25.8	10.2	45.8	80.5
輸入	鉱物性燃料	301,018	16.7	3.6	0.3	31.6	85.7
	機械機器	220,012	16.8	47.0	14.2	61.6	92.7
	化学品	86,325	20.0	22.9	30.6	39.2	92.5
	食料品類	81,876	20.3	16.3	12.6	39.0	85.8
	繊維製品	41,529	14.6	74.9	5.0	89.6	96.1
	輸入総額	885,838	18.2	25.8	9.4	47.9	88.0
往復貿易	1,684,285	18.9	25.8	9.8	46.9	27.5	84.4

[注] 輸送機器HS86～89、一般機械HS84、電気機器HS85、化学品HS28～40、鉄鋼製品HS72～73、鉱物性燃料HS2701～2705、2708～2713、2715、機械機器HS84～91、食料品類HS01～24、繊維製品HS50～63。2012年の貿易額ベース。合計には二国間FTA交渉相手も含む。

[資料] 「貿易統計」(財務省)から作成

目の残る化学品や繊維類、そして食料品などが影響を受けるとみられる。日本の食料品類輸入はTPP参加国で全体の44.7%を占めている。うち22.1%が米国であるが、カナダ、オーストラリアもそれぞれ6%の食料品シェアを持つ。米国からは飼料用トウモロコシ、豚肉・牛肉、小麦、バレイショなど、カナダからは菜種、豚肉、小麦など、オーストラリアからは牛肉、小麦、乳製品などの輸入が多い。カナダ、オーストラリアについてはTPPの日本参加に先行して進む二国間FTA交渉の行方が参考指標となる。RCEP諸国は日本の繊維製品輸入の9割を占める。7割以上を占める中国からの輸入は一般特惠制度(GSP)の適用対象からの除外が進んでおり、その分FTAの重要度が大きくなっていく。EUからは医薬品(化学品に含めた)の輸入が多い。医薬品のほとんどは無税だが、一部有税品目も残っている。

日本がこれまで締結してきたFTAは、タリフライン(関税番号細分類)の品目数ベースでみた自由化率(10年以内に無税化される品目数の割合)が、おおむね85%前後となっている。これに対し、近年米国やEUが締結したFTAのほとんどは、自由化率95%以上に達している。今後、日本が交渉を進める大型FTAでは、これまでの日本のFTAに比べて、高い自由化率を求められることは必至とみられる。特にこれまで例外の多かった農業分野では、生産性の向上や海外を含む販路の拡大など、自由化に対応すべく体制の改革が急務となる。

■着実に前進する二国間FTA交渉

日本は広域FTAだけでなく、二国間FTA交渉にも力を入れている。交渉中断中の韓国、実質的に延期の湾岸協力会議(GCC)諸国を除くと、貿易金額の大きい順にオーストラリア、カナダ、コロンビア、モンゴルと交渉を進めている。

日豪は交渉開始(2007年)から既に6年が経過している。2012年6月の第16回交渉以降の公式会合は開かれていないが、2012年12月下旬には両国首脳による電話会談で、交渉の早期妥結を目指し、引き続き協力していくことで一致した。日本にとっては、牛肉(関税38.5%)などの重要品目への対応が焦点となっている。

日カナダは2012年11月に交渉開始し、2013年4月に第2回交渉が開催された。カナダ、オーストラリアとともに先進国とのFTAであり、知的財産権の執行や競争当局の執行協力を含む高いレベルの協定内容が予想される。また両国ともTPP交渉参加国であり、今後、二国間FTAでの市場

アクセス交渉と、TPP交渉における市場アクセス交渉との整理がポイントとなってくる。両国の違いとしては、カナダはWTO政府調達協定加盟国であるのに対し、オーストラリアは未加盟である。

日コロンビアは2012年12月に交渉開始し、2013年5月に第2回交渉が開催された。コロンビアは太平洋同盟の加盟国であり、日本は同国とFTAを締結すると、太平洋同盟原加盟4カ国全てとFTA締結関係になる。

日モンゴルは2012年6月に交渉開始、2013年4月に第3回交渉が開催された。モンゴルにとっては初めてのFTA交渉であるだけに、日本がキャパシティ・ビルディングを含め対等な経済関係を構築するための下地作りに協力することが肝要となる。日本にとって、レアメタル、レアアース、石炭など豊富な資源を保有するモンゴルは、今後ますます重要性を増す戦略的パートナーである。

■FTAのセーフティネットとしてのセーフガード条項

近年のFTAでは、自国のセンシティブな品目も関税削減・撤廃の対象となることが少なくない。FTAによる輸入の急増の結果、国内のセンシティブな産業に損害が発生する可能性も否定できず、そのような影響に対する適切なセーフティネットの確保が必要である。高い自由化率を約束することが求められる近年の大型FTAにおいては、セーフティネットとしてFTAセーフガードが重要な役割を担っている。

FTAセーフガードの基本的な内容は、FTAによる関税削減・撤廃を原因として国内産業への重大な損害またはそのおそれが生じた場合に、協定相手国に対し一般関税率を適用するというものである。FTAごとに制度の差異はあるものの、「国内産業への重大な損害またはそのおそれ」という基本的な発動要件や事前通報の必要性などの枠組みは、WTOのセーフガード協定の規定におおむね類似している。なおWTOにおけるセーフガードは全WTO加盟国からの輸入に対して発動されるのに対し、FTAセーフガードは協定締約国に限った措置である。

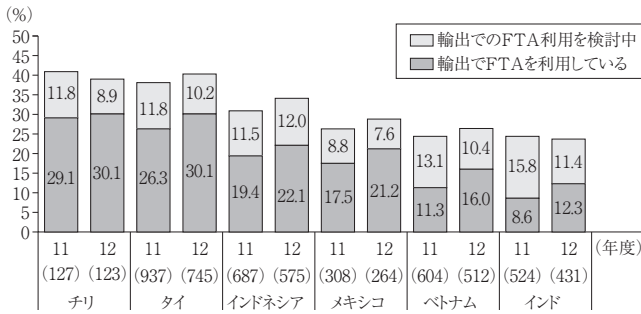
FTAごとのFTAセーフガードの内容の主な違いとし

図表Ⅱ-31 FTAセーフガード条項の主な特徴と事例

特徴	概要	日本ASEAN	ASEAN中国	米国-韓国	EU韓国
適用期間	セーフガード規定の適用が恒久的に認められているか、協定の定める「経過期間」中に限定されるか	規定なし(必要に応じ見直し)	関税撤廃後5年間	協定発効後10年間。関税撤廃が10年超の場合、撤廃まで	関税撤廃後10年間
発動期間	措置の延長の上限	原則2~4年以内、最長3~5年	原則3年以内、最長4年	原則2年以内、最長3年	原則2年以内、最長4年
特定製品措置	特定の製品について、一般セーフガードと異なる発動要件等を規定	なし	なし	農産品 繊維・同製品	農産品

[資料] 各FTAの協定文を基に作成

図表 II-32 日本の主なFTA別輸出利用率（2011年度，2012年度）



〔注〕① () は当該国へ輸出を行っている回答企業数。グラフはそのうちFTAを利用している、または利用を検討中の企業の割合を表す。

②日本がFTAを締結している国・地域のいずれか一つ以上に輸出を行っている回答企業総数は、2011年度1,268社、2012年度1,003社。

〔資料〕日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（ジェトロ）2011年度版、2012年度版から作成

ては、①適用期間、②発効期間、③産品別セーフガードの有無などがある（図表 II-31）。

サービス貿易の自由化に対するFTAセーフガードも一部の協定で規定されている。日本のFTAでは、協定の実施が特定サービス分野に実質的な悪影響を及ぼす場合は、締約国間で協議を行うことと規定している。

■高まる日本のFTA利用率

日本が締結しているFTAの利用率は36.9%で前年度調査（33.9%）を上回った^{〔注1〕}。

輸出入別では、輸出利用率が31.1%（前年度28.2%）、輸入利用率が36.0%（35.8%）と、輸入の方が高いものの、輸出における利用率の上昇が目立つ。主な発効済みFTA別に輸出利用率の変化をみても、ほとんどが前回調

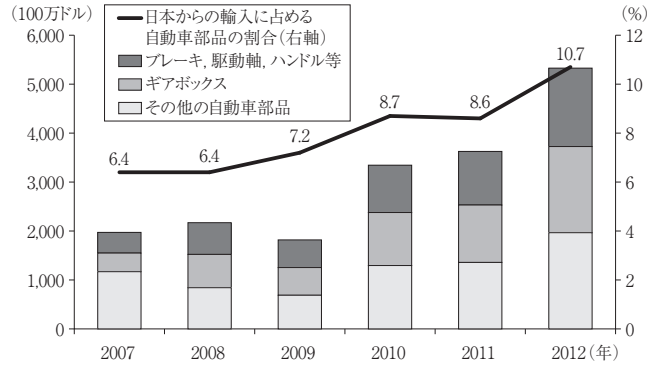
図表 II-33 日本の二国間FTAで関税引き下げが進んだ品目例

FTA相手国（発効年月）	品目例	概要
マレーシア（2006年7月）	自動車	・2000cc以下の完成車（WTO税率30%）が段階的な削減中。2013年1月時点で10%、2015年1月から無税。 ・2000cc以上は、2011年1月から無税。
タイ（2007年11月）	自動車部品	・2012年4月より、ギアボックス、クラッチ、シートベルトなど80品目の関税（従来10~20%）を撤廃。 ・2014年4月より、エンジン・同部品など20品目の関税（従来10%）が撤廃される。
	鉄鋼	・全ての鉄鋼製品の関税（WTO税率主に5%）の関税を発効後10年後（2017年4月）までに無税（関税割当枠の設定により日本からの輸出の約5割強が実質的に発効即時無税）。
インドネシア（2008年7月）	自動車	・完成車の関税（40%）が2012年1月から無税または20%に削減。20%の場合は2016年から5%に削減。 ・ノックダウン部品（WTO税率10%）が段階的な削減を経て2012年1月から無税。
インド（2011年8月）	鉄鋼	・熱延フラットロール製品（WTO税率7.5%）など鉄鋼が5年間の段階的な削減中。2013年4月時点で2.5%、2016年4月から無税。 ・鋼管など鉄鋼製品は2021年4月から無税。

〔注〕代表的な品目を抽出。削減スケジュールはタリフラインごとに異なる。

〔資料〕ワールド・タリフ（Fedex）、各種報道から作成

図表 II-34 タイの日本からの自動車部品輸入額推移



〔注〕「ギアボックス」はHS870840号、「その他の自動車部品」はHS870899号、「ブレーキ、駆動軸、ハンドル等」はそれ以外のHS8708項。

〔資料〕タイ貿易統計から作成

査の利用率を上回った（図表 II-32）。

輸出利用率が上昇した要因の一つには、輸出相手国においてFTAに基づき段階的な関税削減が進んでいることが挙げられる。2006~09年にかけて発効してきたASEAN諸国とのFTAではステージング（削減スケジュール）に基づいて関税撤廃が進んでいる。ステージングは5年程度で無税化される品目も少なくないため、自動車、同部品、鉄鋼など主力産業で日本からの輸出におけるFTA利用のメリットが年々拡大している（図表 II-33）。他方、2011年発効の日インド間の関税削減が進むのはこれからである。日本商工会議所によるEPA原産地証明書の月別発給件数では、輸出先として最も利用の多いタイは2010年が平均3,449件、2011年が3,942件、2012年が4,609件と着実に増加している。2番目に多いインドネシアも同様である（1,863件、2,395件、2,729件）。

特にタイについては2012年4月より日タイFTAの下、ギアボックス、クラッチ、シートベルトなど自動車部品80品目で輸入関税が撤廃されたことが大きい（自動車または自動車部品製造会社による、自動車組み立て製造に使用される輸入に限る）。タイの日本からの自動車部品（HS8708項）の輸入額、輸入総額に占める同部品の割合ともに2012年、過去最高を記録した（図表 II-34）。海外ビジネス調査でも、自動車・同部品業種のタイ向け輸出

〔注1〕ジェトロ「2012年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（2013年3月。以下、「海外ビジネス調査」）による。利用率は日本のFTA締結相手国のいずれか一つ以上と貿易関係のある企業のうち、輸出または輸入で一つ以上のFTAを利用している企業の割合。

図表Ⅱ-35 輸出における日本のFTA利用率（資本金規模別）

(単位：%)

資本金規模	企業数 (社)	輸出 企業数 (社)	FTA 利用	FTA 利用を 検討中	利用または 検討 (重複除く)
1000万円以下	368	134	19.4	16.4	32.8
1000万円超～5000万円以下	598	252	22.6	15.9	33.7
5000万円超～1億円以下	280	167	26.3	12.6	36.5
1億円超～3億円以下	143	91	37.4	14.3	44.0
3億円超～10億円以下	155	96	43.8	14.6	52.1
10億円超	413	263	41.4	16.3	49.0
全体	1,957	1,003	31.1	15.3	40.8

〔注〕「企業数」は日本の2013年1月時点のFTA締結13カ国・地域のいずれか1カ国・地域以上にそれぞれ輸出または輸入を行っている企業数。

〔資料〕「2012年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（ジェトロ海外ビジネス調査）」(2013年3月) から作成

におけるFTA利用率が47.9%（48社中23社が利用）と前回調査の34.3%（67社中23社）に比べ上昇した背景には、部品関税の撤廃が影響したと考えられる。

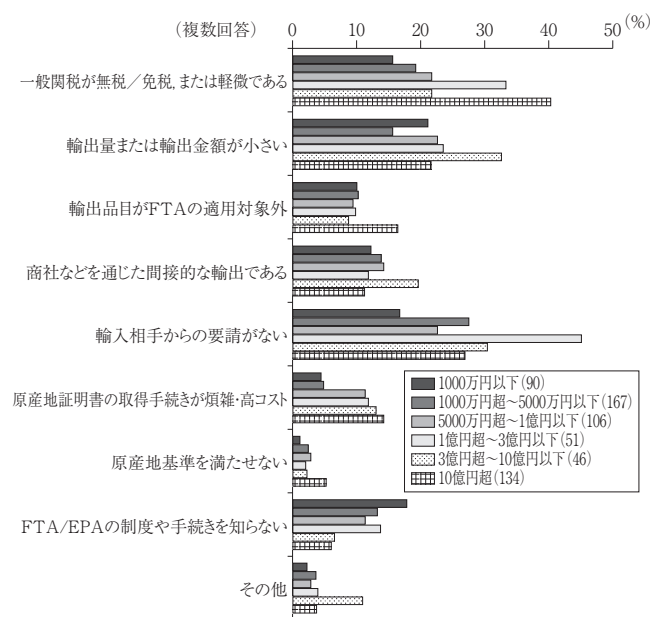
他方、輸入については、有税品目でのFTA利用はかなり浸透し、利用率の大幅な上昇は見込みにくい域にまで達していると考えられる。WTOによれば日本は非農産品では輸入額ベースで82.6%、実行関税率の品目ベースで57.1%が無税、農産品でも輸入額で46.3%、品目で34.9%が無税である。また海外ビジネス調査で輸入に際してFTAを利用しない企業に理由をたずねたところ、「一般関税が無税、または軽微である」が47.8%の高い割合を示したことから、有税品目の輸入におけるFTA利用は既に相当進んでいると評価できる。

次にFTA利用率を企業規模別にみると、大企業が49.6%（前年度47.2%）、中小企業が31.5%（同30.1%）といずれも前年度調査を上回った。規模別かつ輸出入別では、輸出では大企業の42.4%に対し、中小企業は25.9%、輸入では大企業が41.8%、中小企業は32.8%の利用があった。輸出での利用率において大企業と中小企業の差が大きいという傾向は前回調査から変わっていない。

輸出におけるFTA利用率を資本金規模別に6区分に細分化してみると（図表Ⅱ-35）、資本金1,000万円以下の企業では輸出利用率が19.4%で最も低い。1,000万円超から5,000万円以下が22.6%で続き、ほぼ資本金規模に比例している。3億円超～10億円以下の利用率が、10億円超を上回った理由の一つとしては、巨大企業ではASEANなどへの輸出において、輸出加工区や各種保税制度などFTA以外の制度で関税が免除されているケースがあり、その場合FTAを利用する必要がないことが考えられる。

輸出においてFTAを利用していない企業（利用を検討中の企業は除く）の理由を資本金規模別にみると（図表Ⅱ-36）、資本金1,000万円以下の企業では「FTA/EPA

図表Ⅱ-36 輸出でFTAを利用していない理由（資本金規模別）



〔注〕（ ）は資本金規模別の回答企業数。

〔資料〕「2012年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（ジェトロ海外ビジネス調査）」(2013年3月) から作成

の制度や手続きを知らない」が17.8%と他の資本金区分に比べて高かったほか、「輸出量または輸出金額が小さい」が21.1%で全項目の中で最も高いという特徴がみられた。他方、「原産地証明書の取得手続きが煩雑・高コスト」は4.4%と六つの資本金区分中で最も低く、全体平均（10.6%）をかなり下回っている。これは資本金1,000万円以下の企業ではFTA利用の検討を行うに至っていない企業が多く、原産地証明手続きを実際に経験していないケースが多いためと考えられる。

「輸入相手からの要請がない」ため輸出においてFTAを利用しないという回答は、全体の合計で30.3%と全項目中で最も高かった。資本金10億円超の大企業でも26.9%がこの点を理由に挙げた。大手メーカーへのヒアリング結果でも「顧客からの要請に対応して原産地判定依頼を申請している」という実務対応が複数報告された。FTAによる関税削減効果のメリットを直接的に享受するのが輸入者であるのに対し、原産地証明にかかる利用コストは輸出国側（生産者、輸出者）に発生するという関係上、輸出国側の対応は受身にならざるを得ないのが実態である。しかし輸出国側も、コスト低減による受注拡大への期待や、輸入者との交渉を通じた間接的なコスト効果の享受など、FTA 特惠関税のメリットを得ることは十分可能といえる。

もっとも、FTAによる具体的なコストメリットの試算はFTAのヘビーユーザー企業でも行っておらず、メリットが目に見えにくいことは確かである。また、FTA利用率の高い業種では、FTAの交渉段階から、業界として利

用しやすい原産地規則を政府に伝え、FTA利用のための追加的な事務作業を極力少なくすることに成功している場合が多い。中小企業など新たにFTA利用に取り組む企業が、付加価値比率などFTA利用のために必要なデータをそろえることは容易な作業ではない。

そのため輸出国企業がFTAを利用しやすくするには、政府や公的機関によるバックアップも重要となる。韓国では、特に中小企業のFTA利用を促進するために、政府がさまざまな支援策を講じている（図表II-37）。2012年には当時の知識経済部が税率、基準認証、環境規制など輸出に必要な情報をウェブ上にワンストップで提供する統合貿易情報サービス「トレードナビ」を開設し、EU韓国、米韓を中心にFTA情報を提供している。また政府と韓国貿易協会、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）、大韓商工会議所など官民共同で「FTA貿易総合支援センター」を設立した。FTA利用促進のため中小企業向けコンサルティング、セミナーなどを実施している。さらに関税庁は、製品の原産地判定、原産地証明書発行を行う中小企業向け原産地管理プログラム「簡便発給FTA-PASS」サービスを無料で実施している。

■多様化する日系企業の第三国FTA活用

日本が締結するFTA以外の第三国間FTAの活用も進んでいる。ジェットロ海外ビジネス調査によれば、日本企業が最も利用している第三国間FTAであるAFTA（ASEAN自由貿易地域）の利用率は、ASEAN域内で貿易を行う企業の37.1%（前年度34.4%）に拡大した（図表II-38）。ASEAN中国FTAは26.6%（22.1%）、ASEAN韓国FTAも22.7%（20.9%）とそれぞれ利用率が上昇した（Column II-3参照）。

韓国とEU、米国とのFTAを活用する日系企業の例も少なからず確認されている。海外ビジネス調査によれば米韓FTAの利用率は20.3%（回答母数79社）であった。特に米国の生産拠点から韓国への輸出における活用が目

立っている。例えば工作機械メーカーのヤマザキマザックは2012年6月、米ケンタッキー州の工場で製造したNC旋盤を、米韓FTAを活用して韓国に輸出すると発表した。韓国は機械類の多くに8%の一般関税を賦課しているが、米韓FTAではこれを即時撤廃している。また、米国に生産拠点を持つ酒造メーカーも韓国への輸出に活用しているとみられる。韓国は焼酎に30%、日本酒に15%の一般関税を賦課しているが、米韓FTAではともに即時撤廃された。その他、トヨタ自動車、ホンダなど自動車メーカーが2012年以降、米国から韓国向けの完成車輸出を強化している。米国からの韓国の完成車輸入関税は2016年1月に撤廃される。

韓国から米国への輸出では、ジェットロが現地進出企業に実施した「2012年度 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」によれば、対米輸出を行う在韓国日系企業20社のうち、9社が米韓FTAを利用している。化学・医薬や、電気機器業種で複数社の利用がみられた。

EU韓国FTAも、ジェットロ海外ビジネス調査結果では18.8%の利用があった（回答母数69社）。化学品、ゴム製品、一般機械、輸送機器などでのFTA活用がみられた。また「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」に基づけば、対EU輸出を行う在韓国日系企業20社中12社がEU韓国FTAを利用しており、化学・医薬、電気機械、輸送機械の各業種で高い利用率が確認されている。

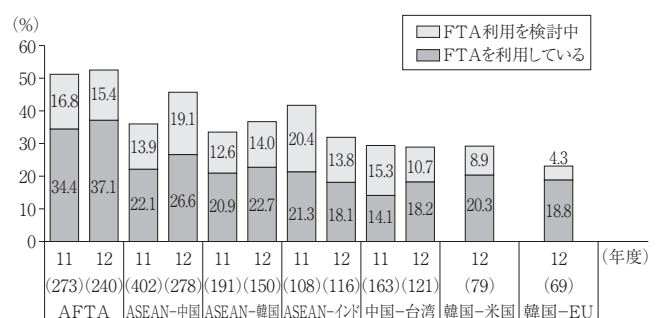
米韓FTA、EU韓国FTAのように近年、日系企業のビジネスにインパクトの大きい第三国間FTAが締結され、第三国間FTAの活用が多様化している。FTAの有無は、企業の生産・販売ネットワーク構築における検討材料の一つになっている。他方、日本企業としては、日本からの輸出が、競合国との比較において関税面で劣後することは避けてほしいというのが共通した意見であり、政府には迅速な対応が期待されている。

図表II-37 韓国の公的FTA利用促進策

支援策	概要（実施主体）
Trade NAVI サービス	FTAを利用して輸出する際に必要な情報を、インターネット上にワンストップで提供。（知識経済部（当時））
FTA貿易総合支援センター	FTA利用促進のため中小企業向け相談会、セミナーなどを開催。傘下に全国16カ所の地域FTA活用センターを設置。（官民共同）
簡便発給FTA-PASS サービス	初心者でも製品の原産地判定、原産地証明書発行を自社で行えるプログラム。（関税庁）
FTA活用支援政策協議会	FTA利用促進政策全般についての総括や各組織間の調整を行う。（政府関連部署と関連経済団体で構成）
FTAドクター	原産地管理のコンサルティングを実施。（中小企業振興公団、国際原産地情報院）

〔資料〕各種報道から作成

図表II-38 日本企業による主な第三国間FTAの利用状況



〔注〕①（ ）は、自社または子会社が、それぞれの国・地域間で貿易を行っている回答企業数。グラフはそのうちFTAを利用している、または利用を検討中の企業の割合を表す。韓国-米国、韓国-EUは2012年度から調査。

〔資料〕日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（ジェットロ）2011年度版、2012年度版から作成

●アジア各国のFTA利用率は拡大傾向続く

アジア大洋州地域におけるFTAの利用状況をタイ、マレーシア、ベトナム側の統計からみると、利用率が上昇しているFTAが多い。3カ国で利用額が最大のASEAN自由貿易地域（AFTA）について、その利用額は、371億ドルと前年から拡大し、対ASEAN向け輸出総額の27.8%を占めた。ASEAN域内における関税削減の進展、企業の積極的な活用がAFTA活用の拡大に繋がっている。しかし、タイに関しては、AFTAの利用率は26.2%にとどまり、2年連続で低下した（図表1）。

2012年のタイのAFTA利用輸出額は前年比2.6%減の147億9,400万ドルと減少した。タイのAFTA利用額上位5品目をみると、最大はディーゼル乗用車（1500～2500cc）で、これに貨物自動車（5トン以下）、メカニカルショベル、ガソリン乗用車（1000～1500cc）、エアコンが続く（図表2）。しかし、金額では、ガソリン乗用車（1000～1500cc）、同乗用車（1500～3000cc）の輸出利用額は前年から大きく下落した。減少の一因として、タイ大洪水の影響による自動車生産の停滞と政権の2012年末までの購入に限り適用した「初回自動車購入者に対する物品税還付措置」を受けて、自動車各社が国内供給を優先したことが影響している。同措置では、タイで生産された排気量1500cc以下の乗用車、ピックアップトラック、ダブルキャブタイプのピックアップトラックを購入する場合、物品税が最大10万バーツ（1バーツ＝約3.3円）還付される。以上のように、タイでは、自動車産業の動向がAFTAの利用状況に

大きな影響を及ぼしている。なお、マレーシアやベトナムは、タイのような特殊な影響がなかったこともあり、AFTAの利用率は順調に拡大している。

AFTAの次に利用額が大きいASEAN中国FTAは、2010年1月にノーマルトラック品目の関税を撤廃し、2012年1月には、ノーマルトラック2（2010年の撤廃が猶予されていた最大150品目）で関税が撤廃されたのに加え、センシティブ品目（対象は400品目以内かつ総輸入の10%以内）も関税率が20%以下にまで引き下げられた。これら関税削減の進展に伴い、3カ国でFTA利用率も上昇している。特に、タイは、2010年以降、AFTAを上回る活用が進んでいる。2012年は42.4%と4割を超えた。その最大利用品目は、キャッサバである。キャッサバは主にキャッサバチップとして中国に輸出され、発酵工程を経てバイオエタノールとなる。次いで配合ゴム、ポリエステル繊維原料、樹脂原料などの化学品が続く。マレーシア、ベトナムのASEAN中国FTA利用率は20%台であるが、着実に利用が進んでいる。マレーシアの主要な利用品目は、ゴム、工業用アルコールであった。

ASEAN韓国FTAは、タイを除き2007年6月に発効した。タイは、韓国側がタイの主要輸出品目であるコメを関税削減・撤廃対象外にしたことに不満を表明し、当初の参加を見合わせた。以降、両国で継続的に協議した結果、タイは約2年半遅れ（2010年1月）で参加した。2012年8月にカンボジアで開催されたASEAN・韓国

図表1 タイ、マレーシア、ベトナムにおける各FTAの利用状況（輸出）

（単位：100万ドル、%）

	相手国・地域	FTA	FTAを利用した輸出額			輸出総額に対する比率		
			2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年
タイ	ASEAN	AFTA	14,015	15,182	14,794	31.6	28.4	26.2
	中国	ASEAN中国	7,387	9,372	11,335	34.4	36.1	42.4
	韓国	ASEAN韓国	881	2,216	2,132	24.4	48.9	44.8
	インド		1,466	1,972	2,081	33.4	38.4	38.2
		ASEANインド	900	1,224	1,385	20.5	23.8	25.4
		タイ-インド（アーリーハーベスト82品目）	566	748	696	74.1	80.0	74.9
		大洋州	タイ豪州、ASEAN豪州NZ	5,640	5,131	5,096	55.5	58.5
マレーシア	日本	日タイ、ASEAN日本	4,831	6,148	6,374	23.7	26.0	27.3
	ASEAN	AFTA	8,833	11,208	18,551	17.5	20.0	30.4
	中国	ASEAN中国	4,426	7,131	7,588	17.8	23.8	26.4
	韓国	ASEAN韓国	4,941	4,294	5,927	65.4	50.0	72.3
	インド	ASEANインド、マレーシア-インド	703	1,446	1,927	10.8	15.7	20.3
	大洋州	ASEAN豪州NZ、マレーシアNZ	862	1,277	1,354	10.3	13.6	12.8
	日本	日マレーシア、ASEAN日本	3,038	4,448	4,559	14.6	16.7	17.0
ベトナム	ASEAN	AFTA	1,453	2,484	3,757	14.0	18.3	23.6
	中国	ASEAN中国	2,237	2,441	3,262	30.6	21.9	22.1
	韓国	ASEAN韓国	2,012	3,915	4,347	65.1	83.0	83.6
	インド	ASEANインド	104	120	341	10.5	7.7	19.4
	大洋州	ASEAN豪州NZ	398	445	637	14.1	16.7	18.2
	日本	日ベトナム、ASEAN日本	2,343	2,997	4,296	30.3	27.8	31.3
	合計	AFTA	24,301	28,874	37,102	23.1	23.4	27.8
	ASEAN中国	14,050	18,943	22,184	26.2	28.2	31.6	
	対インド	2,274	3,537	4,349	19.1	22.2	26.0	
	対日本	10,212	13,592	15,230	20.9	22.3	23.8	

〔注〕①大洋州はオーストラリアとニュージーランド（NZ）。

②ASEAN域外国との多国間FTAは、当該国向けのみならず、原産地比率の累積を目的にASEAN域内向けに使われる場合もある。

〔資料〕タイ商務省、マレーシア通商産業省、ベトナム商工省、各国貿易統計、“DOT, May 2013”（IMF）から作成

経済相会議では、2012年1月までにノーマルトラック対象品目の関税撤廃が実現したことを歓迎するとともに、相互譲許規定の見直し、運用上の証明手続きの簡素化についても合意しており、より利用しやすいFTAを目指し、作業が進められている。タイのASEAN韓国FTAの利用率は44.8%であり、上位品目は原材料系が多く、天然ゴムが最大で、これに原油、メチルオキシラン（化成系原料）、すず（合金を除く）が続く。マレーシアのASEAN韓国FTA利用率は72.3%であり、利用品目は、糸、ガラス繊維、パーム油、すずである。なお、ベトナムの対韓国FTA利用率は8割を超える。韓国企業の進出がベトナムに相次ぐなど、両国間の貿易投資関係の緊密化が進んでいることが利用率上昇の背景にあるとみられる。

大洋州、中でもオーストラリアとのFTAは、タイの利用が際立ち、2005年の発効以来高い利用率を維持しているが、その比率は2011年の63.5%から50.0%へと13.5ポイント急減した。その要因は、オーストラリア向けの最大品目の貨物自動車（5トン以下）に起因するとみられる。新車投入などにより、原産性審査などが間に合わなかった可能性もある。上位品目は、同貨物自動車に続き、ガソリン乗用自動車（1500～3000cc）、マグロ・ハガツオおよびカツオ、エアコン（窓・壁取り付け用）、エアコンの部分品などが続く。タイからのオーストラリア向け輸出では、ASEANオーストラリア・ニュージーランドFTAも2010年の発効以降、徐々に利用が増えている。利用上位品目はポリエチレンテレフタレート、眼鏡類、全自動家庭用・営業用洗濯機（含脱水機兼用）、冷凍冷蔵庫（2ドアタイプ）である。

ASEANインドFTAも、タイの利用率が抜きん出ている。タイはインド向け輸出において、タイーインドFTAとASEANインドFTAの二つを使うことができる。タイーインドの適用対象は、アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）措置としてこれまで熱帯果物、家電製品、自動車部品など82品目にとどまるが、利用率は7割を超えている。一方、2010年1月に発効した

ASEANインドFTAについては、対象品目は前者と異なり広範囲にわたっている。品目数全体の80%および貿易額の75%が、2013年末までに関税撤廃（一部品目は2016年末まで猶予）される。両FTAを活用したインド向け輸出におけるFTA利用率は38.2%となった。タイーインドFTAを利用した輸出で最も金額が大きかったのは、エアコン（窓・壁取り付け用）、次いで身近用細貨類およびその部分品、この2品目で利用輸出額の55.9%を占める。他方、ASEANインドFTAを利用した輸出で最も金額が大きかったのは車両用エンジンで、この品目だけで利用輸出額の2割超を占める。これに、その他のポリエチレン原料、トルエン、冷蔵・冷凍庫用圧縮機が続く。マレーシア、ベトナムもインド向け輸出のFTA利用率は高まっている。マレーシアはASEANインドFTAを使った液晶ディスプレイや化学品の輸出が盛んである。なお、2011年7月発効したマレーシアーインドFTAの利用率は1%に満たないが、関税削減ペースはASEANインドFTAを上回るだけに、今後の利用率は上昇が見込まれる。

タイはFTAを利用した輸入額も公表している。これによると、2012年の輸入における各FTAの利用率はAFTAが22.9%、ASEAN中国が24.0%、ASEAN韓国が15.8%、インドとのFTAで9.8%、大洋州とのFTAで24.4%、日本とのFTAで13.3%である。FTAを活用した輸入も年々、拡大している。AFTAとASEAN中国FTAは、輸入での利用率が2割を超えている。AFTAでは、テレビ、乗用車、調製食料品の輸入利用率が8～9割に及ぶ。ASEAN中国FTAでは、果実類、鉄鋼関連製品や陶磁製品の輸入での利用が盛んである。鉄鋼製品を輸入する動きはASEAN韓国FTAの中でもみられる。中国や韓国からの鉄鋼製品の輸入は熱延鋼板が主である。これに対し、タイ政府は熱延鋼板の輸入急増を受けて2012年12月、一般セーフガード調査を開始し、2013年2月には暫定措置が発動された。日本からの鉄鋼製品輸入でのFTA利用は亜鉛めっき鋼板、冷延鋼板が目立つ。

図表2 タイ・マレーシアの輸出における主要FTA利用品目（2012年）

相手国・地域	FTA	タイ	マレーシア
ASEAN	AFTA	自動車、メカニカルシヨベル、エアコン、でん粉、自動車部品	液晶テレビ、パーム油、せっけん
中国	ASEAN中国	キャッサバ、ゴム、化学品、プラスチック	ゴム、工業用アルコール
韓国	ASEAN韓国	ゴム、原油、化学品、液化石油ガス	糸、ガラス繊維、パーム油、すず、天然ガス
インド	タイーインド／マレーシアーインド	エアコン、貴金属、化学品、アルミニウム	化学品
	ASEANインド	エンジン、化学品、圧縮機、エアコン部品	液晶ディスプレイ、化学品、エアコン、銅管
大洋州	ASEAN豪州NZ	化学品、眼鏡、洗濯機、冷凍冷蔵庫、衣類	家具、プラスチック、木材製品、大豆油
	タイ豪州	自動車、水産物、エアコン、エアコン部品	-
日本	日タイ／日マレーシア	鶏肉、水産物、化学品、板ばね、でん粉	化学品、パーム油
	ASEAN日本	織物、石油、いわし、エビ、合成繊維	木製合板、アルコール

〔資料〕タイ商務省およびマレーシア通商産業省から作成

●FTA原産地証明制度の検討

FTA原産地証明制度には日本やアジアのFTAで広く採用されている第三者証明制度、EUや、日本でも一部採用されている認定輸出者証明制度、米国などの完全自己証明制度などがある。どの制度が望ましいのかを考えるポイントは大きく二つある。一つは通常の通関における企業への負担の大きさ、もう一つは税関から「検認」(Verification)を受けた場合の対応という観点である。

1点目、企業への負担には原産地証明に必要な時間やコストなどの観点がある。日本の第三者証明制度は利用企業の負担が大きいとの指摘を受けてきた。まず手続きに要する時間の長さ。原産品判定を依頼するメーカーは「商工会議所に受理されるまでの期間を含めると依頼から承認まで1週間以上かかることもある」と指摘する。手続きにかかる費用や手間も小さくない。原産地証明書の発給には1件最低2,500円以上の手数料がかかる上、証明書の現物(紙)を受け取る手間もある。企業からは証明書の電子化を望む声も多いが、現状では制度的に対応できていない。

認定輸出者証明制度では、輸出ごとの申請、承認は必要ないため、輸出までのリードタイムは第三者証明に比べ短縮できる。ただし、日本の同制度の場合、初回登録時の登録免許税9万円というコストが発生する上、定期的な認定の更新手続きが必要となる。

完全自己証明の場合、こうした行政的なコストは全く発生しない。企業は自己責任で原産品判定を行い、普段はその証明書類の管理のみを求められる。このように、通常の通関手続きが行われる限りにおいては、時間やコストの面で、自己証明にメリットがある。

2点目の重要なポイントは輸入税関による検認への対応である。検認とは、輸入税関が、FTA適用を申告する輸入品が間違いなくFTAの原産地認定基準を満たしているかを検証する作業である。検認の結果、証明内容に問題があれば、一定期間のFTA利用停止など企業にペナルティーが科せられることもある。原産品資格に疑義が生じた場合に輸入税関が検認対応を求める相手は、証明制度によって異なる(図表)。

第三者証明および認定輸出者証明では、輸入税関当局の照会に直接対応するのは輸出国政府である。政府は商工会議所や企業からの情報に基づいて相手国に回答する。企業にとっては、検認の際、輸出国政府や商工会議所が間に入ってくれることは、原

価など機密情報の漏洩を防ぐという観点で利点である。

認定輸出者証明は証明手続きを行うのが企業自身であるため、完全自己証明に近いと理解されている場合が少なくないが、政府の保証があるという点では、むしろ第三者証明と同様に考えるべきである。第三者証明が輸出ごとの「個別の政府保証」であるのに対し、認定輸出者証明は「包括的な政府証明」といえよう。

これに対し、完全自己証明では輸入税関当局による検認には企業が直接対応しなければならない。完全自己証明でも輸入者証明・輸出者証明では責任の所在が異なるとはいえ、いずれの場合でも、実際には原産品判定の情報を持っている生産者が輸入国当局に情報提供することになる。輸入国当局は公的な機関だとはいえ、生産者としては、企業の機密に関わる情報が他国に流出することはなるべく避けたいとの立場が根強い。

これまでのFTA制度の運用では検認の頻度は高くないとはいえ、実際に対応をせまられた場合、完全自己証明制度は企業にとってリスクとなりうる。日本では、政府のバックアップや、第三者機関の「お墨付き」を得ることの安心感を認識している企業も少なくなく、完全自己証明の導入には抵抗感もあるとみられる。完全自己証明が導入されると、企業は輸入国当局による検認を視野に、自社での証明の際に、意図せざる虚偽申告が生じる事態を回避するためのコンプライアンス体制の構築など、これまでになく準備を求められることになる。日本としては、今後のFTA交渉では政府証明の維持を含め、輸出国が利用する制度を選択できるような柔軟な証明制度を求めていくと考えられる。

米EU間FTA交渉が妥結すれば将来的にはFTA原産地証明制度の国際的なスタンダードになる可能性がある。FTAごとに異なる証明制度の調和が進むことは、FTAの利用促進という観点からは望ましい。他方、どのような制度にせよ、原産地証明はそれ自体貿易コストになる。その意味では、最終的にはWTO加盟国全体で関税障壁をなくしていくことが最も望ましいといえる。

図表 検認対応リスクからみた原産地証明制度の分類

大分類/ 検認への対応	中分類/ 特徴	代表例
完全自己証明 主に企業が対応	輸出者証明 : 輸出者に証明責任	P4, NAFTA
	輸入者証明 : 輸入者に証明責任	米国 (NAFTA以外) のFTA
政府証明 主に輸出国政府が対応	認定輸出者証明 : 政府の包括証明	EUのFTA (一部日本)
	第三者証明 : 輸出ごとの個別保証	日本, アジアのFTA

[注] P4はシンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ。日本の認定輸出者証明制度はスイス、ペルー、メキシコのみ。

[資料] ヒアリング結果から作成